

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
226	<p>第3編 地震編</p> <p>第1章 地域防災計画・地震編の概要</p> <p>本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p> <p>大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編第4章の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。</p>	<p>第3編 地震編</p> <p>第1章 地域防災計画・地震編の概要</p> <p>本編に規定があるものを除いては、一般災害編による。</p> <p>大規模地震対策特別措置法第6条の規定に基づく地震防災強化計画については、本編別紙の東海地震に関する事前対策計画をもって充て、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号)第5条の規定に基づく「南海トラフ地震防災対策推進計画」、及び首都直下地震対策特別措置法(平成25年法律第88号)第21条の規定に基づく「首都直下地震地方緊急対策実施計画」については、その定められるべき基本項目が本編に含まれるため、本編はこれら2つの計画を兼ねる。</p>	防災危機管理課修正
226	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 県</p> <p>(略)</p> <p>2 地震防災応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒宣言又は東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施</p> <p>(略)</p>	<p>第1節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱</p> <p>第1 県</p> <p>(略)</p> <p>2 地震防災応急対策</p> <p>(略)</p> <p>(2) 警戒宣言又は_____南海トラフ地震に関連する情報及び地震情報等の伝達及び広報の実施</p> <p>(略)</p>	防災危機管理課修正
226	<p>第2 市町村</p> <p>(略)</p> <p>ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要があるため、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助する。</p> <p>(略)</p>	<p>第2 市町村</p> <p>(略)</p> <p>ただし、災害救助法が適用され、救助を迅速に行う必要がある場合は、知事はその権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市町村が行うこととした事務を除くほか、市町村長は、知事が行う救助を補助する。</p> <p>(略)</p>	甲府市修正
228	<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>10 東京管区気象台(甲府地方気象台)</p> <p>(1) 東海地震に関連する情報、南海トラフ地震に関連する情報等の通報</p>	<p>第3 指定地方行政機関</p> <p>(略)</p> <p>10 東京管区気象台(甲府地方気象台)</p> <p>(1) _____南海トラフ地震に関連する情報等の通報</p>	甲府地方気象台修

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
230	(略) 第4 自衛隊(第1特科隊) (略)	(略) 第4 自衛隊(東部方面特科連隊) (略)	正 防災危機 管理課修 正
230	第5 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府地区センター) 東海旅客鉄道株式会社(静岡支社) (1) 東海地震予知情報(警戒宣言等)及び南海トラフ地震に関する情報の伝達 (略)	第5 指定公共機関 1 東日本旅客鉄道株式会社(甲府統括センター) 東海旅客鉄道株式会社(静岡支社) (1) _____南海トラフ地震に関する情報の伝達 (略)	JR 甲府 駅修正
231	第6 指定地方公共機関 (略) 2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士急行株式会社 _____、社団法人山梨県トラック協会) (略)	第6 指定地方公共機関 (略) 2 輸送機関(山梨交通株式会社、富士山麓電気鉄道株式会社、富士急バス株式会社、社団法人山梨県トラック協会) (略)	防災危機 管理課修 正
232	第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 7 (公財)山梨県下水道公社 (1) 災害発生時の職員の安否や被災状況などの情報収集 _____、緊急点検、緊急調査、 _____ 緊急対策の策定 (2) 緊急対応用資機材の整備、配置計画 (3) 関係機関との連絡調整 _____ _____	第7 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者 7 (公財)山梨県下水道公社 (1) 災害発生時の職員の安否や被災状況などの情報収集及び報告、緊急点検、緊急調査、応急措置、緊急対策の策定 (2) 緊急対応用資機材の整備、配置計画・ (3) 関係機関との連絡調整 (4) 業務継続体制の確保 (5) 施設見学者の安全確保	下水道室 修正
	第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害 4 本県の災害の歴史 (2) 明治以降 (略)	第2節 山梨県の地盤の特質と過去の地震災害 4 本県の災害の歴史 (2) 明治以降 (略)	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

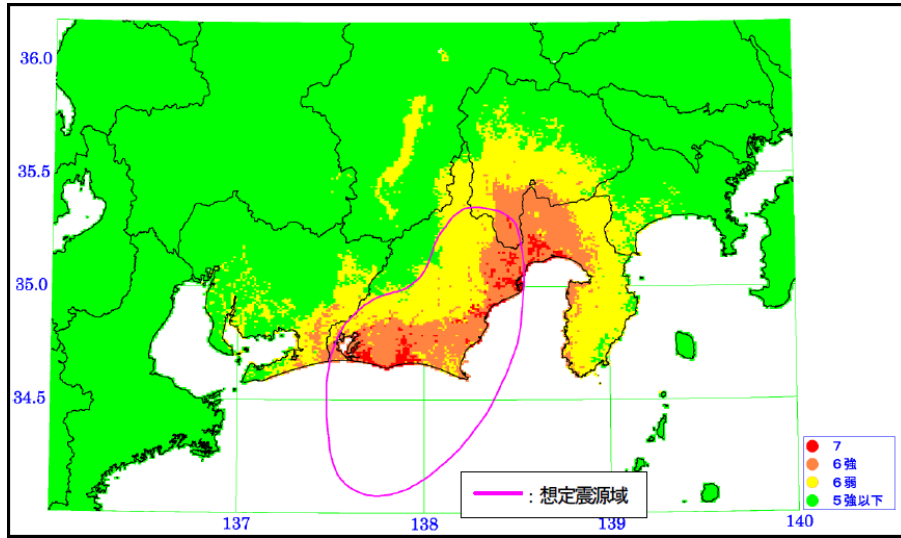
本編頁数	旧	新	改正理由
235	<p>2012(平成 24.1.28) 山梨県東部を震央とする地震(M5. 4)県内最大震度は5弱(忍野村、富士河口湖町)を観測。</p>	<p>2012(平成 24.1.28) 山梨県東部を震央とする地震(M5. 4)県内最大震度は5弱(忍野村、富士河口湖町)を観測。 <u>2021(令和 3.12.3) 山梨県東部を震央とする地震(M4. 8)県内最大震度は5弱(大月市)を観測。</u></p>	<p>防災危機管理課修正</p>
235	<p>第3節 地震被害の想定 (平成8年3月「山梨県地震被害想定調査報告書」概要) 2 想定する地震 (1) 東海地震 <u>駿河湾とその南方沖を震源とし、昭和 54 年の中央防災会議が決定し断層モデルを震源域とするもの。(※その後、中央防災会議が平成 13 年 12 月に新たな想定震源域に基づく断層モデルを決定し、それに基づく被害想定及び対策に係る検討結果を平成 15 年 5 月に公表した。)</u> (2) 南関東直下プレート境界地震 <u>本県東部方面を震源とし、平成 4 年中央防災会議が決定した M7、M9、M14 断層モデルを震源域とするもの。</u> (3) 活断層による地震 <u>地震が発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予想される次の 4 つの活断層について調査</u> ① 釜無川断層地震 <u>本県と長野県を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震</u> ② 藤の木愛川断層地震 <u>本県と東京都を結ぶ交通の要衝に位置する活断層による地震</u> ③ 曾根丘陵断層地震 <u>県都甲府市の近くに位置する活断層による地震</u> ④ 糸魚川—静岡構造線地震 <u>本県の西部に位置する日本を代表する活断層による地震</u> ※ 活断層とは、地質時代に繰り返し活動してきた断層のことであり、千年から一万年の周期で活動し、将来も地震を発生させる可能性のある断層をいう。 <u>今回調査対象とした断層は、発生した場合本県に及ぼす被害が大</u></p>	<p>第3節 地震被害の想定 (令和5年5月「山梨県地震被害想定調査報告書」____) 2 想定する地震 (1) <u>南海トラフの巨大地震(東側ケース)</u> <u>南海トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震のうち山梨県での震度が最も大きくなる「東側ケース」の地震</u> (2) <u>首都直下地震(M7 クラス立川市直下)</u> <u>相模トラフ沿いの首都直下プレート境界で発生する海溝型地震のうち山梨県域にかかる震源断層域を含む地震</u> (3) <u>糸魚川—静岡構造線断層帯中南部区間</u> <u>山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち長野県側で発生する地震</u> (4) <u>糸魚川—静岡構造線断層帯南部区間</u> <u>山梨県の西部に位置する日本を代表する活断層のうち山梨県側で発生する地震</u> (5) <u>曾根丘陵断層帯</u> <u>甲府市の南側に位置する活断層で発生する地震</u> (6) <u>扇山断層</u> <u>山梨県の東部に位置する活断層で発生する地震</u> (7) <u>身延断層</u> <u>山梨県の南部に位置する活断層で発生する地震</u> (8) <u>塩沢断層帯</u> <u>山梨県の東部、静岡県との県境に位置する活断層で発生する地震</u> (9) <u>富士川河口断層帯</u> <u>山梨県南部から太平洋にかけて位置する活断層で発生する地震</u> (10) <u>【参考】首都直下地震(M8 クラス相模トラフ)</u></p>	<p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
	<p><u>きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。</u></p> <p>3 想定条件等</p> <p>(1) <u>本県を 500m × 500mメッシュに区切り想定</u></p> <p>(2) <u>火災発生危険性の高い冬の夕方 6 時を想定</u></p> <p>(3) <u>想定項目</u></p> <p><u>①地震動、液状化、崖等被害 ②建築物被害 ③火災被害 ④供給施設被害 ⑤交通施設被害 ⑥人的、社会的機能被害</u></p> <p><u>※ 南関東直下プレート境界地震の M7、M14 モデルは M9 モデルに比べて地震動がかなり小さく本県に与える被害は少ないため、地震動、液状化以外の被害想定では M9 モデルのみについて想定</u></p> <p><u>東海地震に係る新たな想定震源域及び想定震度分布図</u></p>	<p><u>相模トラフで発生する「最大クラス」の海溝型地震</u></p> <p><u>関東大震災と同じ震源域であり、関東大震災によりエネルギーが解放されているため発生確率が低いとされているが山梨県を含め広範囲に影響があるため参考としている。</u></p> <p><u>今回調査対象とした断層により発生した場合、本県に及ぼす被害が大きいと予測されるものであり、地震発生の可能性が高いことを示すものではない。</u></p> <p>3 想定条件等</p> <p>(1) <u>本県を 250mメッシュを基本とし、甲府盆地周辺は 50mメッシュに区切り想定</u></p> <p>(2) <u>項目毎に別条件で想定</u></p> <p><u>①建物被害：火災が多く発生し被害が最大となる 冬 18 時</u></p> <p><u>②人的被害：宅内にいるため被害が最大となる 冬 5 時</u></p> <p><u>③避難者：建物被害が増加することにより最大となる 冬 18 時</u></p> <p><u>そのほかの項目でも被害が最大となる場合を条件としている。</u></p> <p>(3) <u>想定項目</u></p> <p><u>①地震動、液状化、崖崩等被害 ②建築物・人的等被害 ③社会基盤施設等の被害</u></p> <p><u>対象地震の震源分布</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------



4 想定結果

(1) 地震動

ア 東海地震

地震動の分布状況では、地表加速度は南部町で加速度が700galを越えており、最も大きく766galとなっている。また、甲府盆地で加速度は300galを越えている。

地表速度では南部町で最も大きく82.9kineとなっており、山中湖周辺で50kineを越えている。

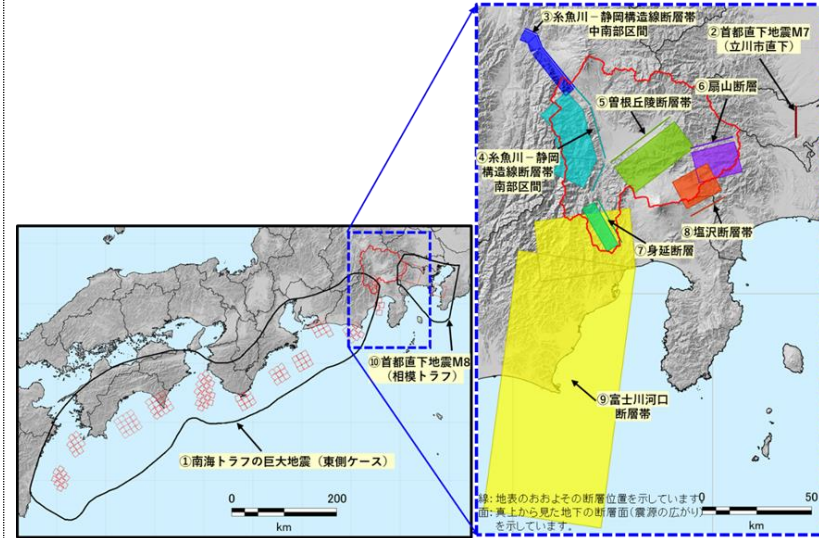
震度で見ると山中湖村で震度6強、甲府盆地で震度6弱の地域が分布している。

イ 南関東直下プレート境界地震

①M7

震源に近い北都留郡、南都留郡、旧東八代郡で地表加速度が300galを越える地域が点在し、上野原市(旧上野原町)で最も大きく384galとなっている。地表速度は上野原市(旧上野原町)で40kineを越える地域が分布している。また、震度は北都留郡、南都留郡、旧東八代郡、旧東山梨郡で震度6弱になる地域が点在する。

②M9



4 想定結果

(1) 地震動

① 南海トラフの巨大地震(東側ケース)

震源は遠いものの、県中心部～南部にかけて揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。

② 首都直下地震M7(立川市直下)

震源に近い、県東部及び富士五湖地域の一部で最大震度6強の揺れが想定される。

③ 糸魚川-静岡構造線断層帯中南部区間

震源が位置する県北西部で震度6強から震度7、甲府盆地の一部地域で最大震度6弱が想定される。

④ 糸魚川-静岡構造線断層帯南部区間

震源が位置する県西部で広範囲に震度6弱以上となり、一部地域で震度7が想定される。

⑤ 曾根丘陵断層帯

震源が位置する県中心部において震度7の揺れが広く発生することが想定される。

⑥ 扇山断層

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

震源域が山梨県にかかるため、プレート境界地震モデルの中では最も地震動が大きくなっている。地表加速度は 400gal を越える地域が分布しており、笛吹市(旧御坂町)で最も大きく 465gal となっている。地表速度は忍野村で最も大きく46kine となっており、富士吉田市、忍野村、山中湖村で 45kine 以上の地域が分布している。震度は、富士吉田市、忍野村、山中湖村で震度 6 強の地域が分布している。

③M14

震源に近い南都留郡で地表加速度が 200gal を越える地域が分布しており、山中湖村で 300gal を越える地域が分布し、山中湖村でもっとも大きく 323gal となっている。地表速度は最大で 38kine となっており山中湖村に分布している。また、30kine 以上の地域は富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村に分布している。

震度は震度 6 弱の地域が富士吉田市、都留市、忍野村、山中湖村に分布している。

ウ 釜無川断層地震

断層近傍地域で地震動が大きい地域が分布しており、断層に沿って、地表加速度は 400gal を越える地域が分布し、南アルプス市(旧櫛形町)で最も大きく 1,018gal となっている。

速度は断層に沿って 40kine 以上の地域が分布し、北杜市(旧小淵沢町)で最も大きく 99kine となっている。震度は、断層に沿って震度 6 強の地域が帯状に分布している。

震度7の地域は韮崎市、富士川町(旧増穂町)、南アルプス市(旧・八田村、白根町、櫛形町、甲西町)に分布している。

エ 藤の木愛川断層地震

地表加速度は、甲府盆地及び南部留郡、北都留郡で 400gal 以上の地域が分布しており、甲州市(旧勝沼町)で最も大きく 1,005gal となっている。地表速度は断層に沿って、50kine 以上の地域が分布し、大月市で最も大きく 96kine となっている。震度は甲州市(旧・勝沼町、大和村)、笛吹市(旧・御坂町、一宮町)で震度7の地域が分布している。

オ 曾根丘陵断層地震

断層が甲府盆地の近くに位置するため、甲府盆地では 400gal を越えている。笛吹市(旧境川村)で最も大きく 1,017gal となっている。地表速度は断層に沿って 50kine 以上の地域が存在し、笛吹市(旧八代

震源が位置する県東部を中心に揺れが大きく、一部の地域で最大震度7の揺れが想定される。

⑦ 身延断層

震源の真上にあたる県南西部の揺れが大きく、一部の地域で最大震度 6 強の揺れが想定される。

⑧ 塩沢断層

震源付近で揺れが大きく富士五湖地域では最大震度7の揺れが想定される。

⑨ 富士川河口断層帯

震源の近い県南部において最大震度7の揺れが想定される。

⑩【参考】首都直下地震(M8 クラス相模トラフ)

震源に近い県東部で揺れが大きく、揺れやすい地盤においては最大震度 7 の揺れが想定される。

(2) 液 状 化

液状化の発生は、地盤の性質と地震動の大きさに関係している。

① 南海トラフの巨大地震(東側ケース)、⑤曾根丘陵断層帯、⑩首都直下地震(M8 クラス相模トラフ)では液状化危険度の高いメッシュが広く分布する。なお、富士五湖周辺地域では多くのケースで液状化危険度の高いメッシュが分布する。

(3) 崖 崩 等

土砂災害警戒区域(急傾斜地の崩壊、地滑り、土石流)について、急傾斜地危険箇所 4,361 箇所、地すべり危険箇所 448 箇所、土石流 2,449 箇所について危険度の判定を行った。

土砂災害危険度の箇所数一覧

想定地震	急傾斜地の崩壊				地滑り				土石流			
	大	中	小	なし	大	中	小	なし	大	中	小	なし
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	815	696	1,932	918	15	26	181	226	474	542	1,117	316
首都直下地震 M7 (立川市直下)	96	296	1,933	2,036	0	0	0	448	27	104	1,149	1,169
糸魚川-静岡構造	17	47	1,647	2,650	0	0	5	443	19	45	950	1,435

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	危険度判定結果(箇所数・比率)		
	危険性が高い	危険性がある	危険性が低い
東海地震	758(82.5%)	151(16.4%)	10(1.1%)
南関東プレート境界	592(64.4%)	289(31.4%)	38(4.1%)
釜無川断層	795(86.5%)	118(12.8%)	6(0.7%)
藤の木愛川断層	739(80.4%)	155(16.9%)	25(2.7%)
曾根丘陵断層	413(44.9%)	403(43.9%)	103(11.2%)
糸魚川-静岡構造線	550(59.8%)	313(34.1%)	56(6.1%)

地すべり危険箇所は県東部及び富士川に沿った形で分布しており、何れの地震においてもおよそ半数の箇所が危険性が高くなっている。

＜地すべり危険箇所危険度＞

	危険度判定結果 (箇所数・比率)	
	危険性が高い	危険性が低い
東海地震	45(45.0%)	55(55.0%)
南関東プレート境界	45(45.0%)	55(55.0%)
釜無川断層	45(45.0%)	55(55.0%)
藤の木愛川断層	45(45.0%)	55(55.0%)
曾根丘陵断層	35(35.0%)	65(65.0%)
糸魚川-静岡構造線	41(41.0%)	59(59.0%)

(4) 建築物

建築物 345,606 棟の建築年度及び構造の分類をしたうえで、液代化及び振動による被害を予測した。

釜無川断層地震では、14市町村で罹災率が50%を超える甚大な被害が生じている。

＜液状化及び振動による建築物被害＞

対象地震	ブロック塀等被害数(件)	自動販売機の転倒数(台)	屋外落下物が生じる建物数(棟)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	20,629	136	7,457
首都直下地震M7(立川市直下)	2,410	5	253
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	3,417	9	831
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	12,952	83	7,752
曾根丘陵断層帯	25,440	115	25,756
身延断層	491	1	0
塩沢断層	2,854	12	989
扇山断層	3,133	9	260
富士川河口断層帯	5,563	32	1,056
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	9,771	31	4,810

(6) 人的被害

建物倒壊時における圧迫、火災等による死者や負傷者、人的被害者数を予測した。

＜人的被害予測結果＞

ケース	対象地震	死者(人)						負傷者(人)						要救助者数						
		揺れ	うち屋内収容者	火災	急傾斜地	ブロック塀等倒壊による	建物転倒による	揺れ	うち屋内収容者	火災	急傾斜地	ブロック塀等倒壊による	建物転倒による							
多岐	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	2,887	76	121	11	0	3,019	16,172	1,226	69	13	0	18,254	4,577	261	7	0	4,611	8,328	
	首都直下地震M7(立川市直下)	197	4	0	0	0	202	1,265	104	0	0	0	1,472	288	17	0	0	292	428	
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1,094	11	2	1	0	1,098	6,843	365	3	2	0	8,447	1,984	34	1	1	0	1,999	3,445
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	3,337	78	148	8	0	3,463	18,197	1,175	79	7	0	18,263	5,855	290	31	3	0	5,890	13,115
	曾根丘陵断層帯	3,988	135	237	8	0	3,843	19,878	2,101	122	9	1	20,008	6,932	490	46	5	0	6,983	16,024
	身延断層	15	1	0	0	0	16	103	23	0	0	0	126	17	4	0	1	0	18	19
	塩沢断層	101	4	0	2	0	104	622	84	0	3	0	826	175	18	0	2	0	177	340
	扇山断層	109	4	0	5	0	114	875	90	0	0	0	881	184	17	0	3	0	187	262
	富士川河口断層帯	1,193	17	18	8	0	1,219	3,873	313	14	7	0	3,909	1,049	59	3	4	0	1,055	3,063
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	762	21	250	11	0	1,044	4,431	301	167	14	0	4,613	1,230	73	69	7	0	1,304	3,788

(7) ライフライン被害

ア 上水道

上水道の施設被害等によって断水するなど、供給能力が低下することで日常生活等に支障が生じる断水人口を予測した。

＜上水道被害予測結果＞

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	全体被害 (棟数・比率)		
	全壊	半壊	罹災
東海地震	6,559(1.9%)	31,418(9.1%)	37,977(11.0%)
南関東プレート境界	1,763(0.5%)	14,949(4.3%)	16,712(4.8%)
釜無川断層	50,804(14.7%)	56,664(16.4%)	107,468(31.1%)
藤の木愛川断層	38,169(11.0%)	56,370(16.3%)	94,539(27.4%)
曾根丘陵断層	16,888(4.9%)	33,505(9.7%)	50,393(14.6%)
糸魚川-静岡構造線	15,288(4.4%)	39,350(11.4%)	54,638(15.8%)

(5) 火災

何れの地震においても甲府市を中心とした地域に多数の出火が予想されるか、釜無川断層、藤の木愛川断層地震以外では、大規模火災になる前に消防力により消火が可能となっている。

<地震火災の予測結果 冬夕方6時>

	全出火件数	焼失棟数	備考
東海地震	68	75	消防力により消火可能
南関東プレート境界	36	29	消防力により消火可能
釜無川断層	302	2,319	大規模火災になるものが14件 全体で2,000棟以上焼失
藤の木愛川断層	257	460	大規模火災になるものが4件 全体で460棟焼失
曾根丘陵断層	128	145	消防力により消火可能
糸魚川-静岡構造線	135	143	消防力により消火可能

(6) 供給処理施設

ア 電力供給施設

電力供給施設は、地中配電線、電柱、架空配電線の施設・設備を対象として被害を予測した。

停電率は1.0%から8.0%になっている。

<電力供給施設被害>

対象地震	断水人口(人) 夏12時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	393,422	374,644	260,013	46,566
首都直下地震M7(立川市直下)	41,967	36,904	17,501	754
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	53,305	48,042	25,824	2,359
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	256,696	243,503	166,326	28,715
曾根丘陵断層帯	419,187	405,862	319,927	103,872
身延断層	9,221	8,001	3,817	244
塩沢断層	47,939	44,763	29,347	5,736
扇山断層	49,342	45,593	27,839	3,736
富士川河口断層帯	96,907	88,155	49,235	5,338
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	118,815	114,368	86,069	22,393

イ 下水道

下水道の施設被害等によって処理機能が低下することでトイレの使用等の日常生活に支障が生じる機能支障人口を予測した。

<下水道被害予測結果>

対象地震	機能支障人口(人) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	58,314	46,847	18,635	2,659
首都直下地震M7(立川市直下)	20,472	13,515	2,510	926
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	14,672	11,096	3,767	667
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	28,013	20,936	6,747	1,241
曾根丘陵断層帯	48,696	39,207	16,592	2,643
身延断層	4,612	3,156	687	195
塩沢断層	27,614	22,193	9,489	1,620
扇山断層	25,810	19,746	6,771	1,108
富士川河口断層帯	24,583	17,984	6,273	1,481
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	77,238	66,725	35,844	5,806

ウ ガス(都市ガス・LPガス)

都市ガス・LPガスの供給停止により日常生活等に支障が生じる供給停止件数及び漏洩被害件数を予測した。

<都市ガス被害予測結果>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	地中配電線 (被害条数)	電柱 (本数)	架空配電線 (被害条数)	停電契約口率 (%)
東海地震	35	859	197	1.8
南関東プレート境界	26	614	141	1.3
釜無川断層	58	3,861	885	8.0
藤の木愛川断層	36	2,238	513	4.6
曾根丘陵断層	43	2,360	541	4.9
糸魚川-静岡構造線	12	491	113	1.0

※ 被害集数は被害亘長を37(m/条)で除し、小数点以下を切り上げて算出した。

※ 契約口率は一般家庭だけでなく、公衆街路灯などの小規模・臨時的なものも含む。

イ 上水道・簡易水道

上水道・簡易水道は、導水管、送水管及び配水管を対象として被害を予想した。

釜無川断層地震では、断水世帯率が50%を越え、その他の地震においても断水世帯率が30%を越えている。

<上水道・簡易水道被害>

	導水管+送水管+配水管 (被害箇所数・箇所/km)	断水世帯率 (%)
東海地震	10,403(1.80)	32.32
南関東プレート境界	6,259(1.08)	25.80
釜無川断層	24,478(4.24)	51.86
藤の木愛川断層	17,262(2.99)	45.85
曾根丘陵断層	9,687(1.68)	30.93
糸魚川-静岡構造線	13,884(2.40)	37.19

ウ LPガス

LPガスは、阪神・淡路大震災の容器転倒率及びガス漏れ率により

対象地震	供給停止件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	24,023
首都直下地震M7(立川市直下)	—
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	—
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	15,184
曾根丘陵断層帯	24,023
身延断層	—
塩沢断層	—
扇山断層	—
富士川河口断層帯	—
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	15,184

<LPガス被害予測結果>

対象地震	漏洩被害件数(件)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	920
首都直下地震M7(立川市直下)	131
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	187
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	438
曾根丘陵断層帯	723
身延断層	31
塩沢断層	307
扇山断層	294
富士川河口断層帯	143
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	889

エ 電力

電力の機能支障等による停電人口を予測した。

<電力被害予測結果>

—

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

被害を予測した。

＜LPガス被害＞

ガスボンベ転倒戸数	一般家庭	11,350
	業務用	814
	合計	12,165 (4.5%)
ガス漏れ戸数	一般家庭	8,089
	業務用	580
	合計	8,669 (3.2%)

エ 都市ガス

都市ガス供給地域は、甲府市、中央市、甲斐市、昭和町、富士吉田市、富士河口湖町、忍野村、山中湖村である。

低圧管のみが被害を受けるものと想定し被害箇所数及び供給停止戸数を予測した。

＜都市ガス被害＞

	被害箇所数	供給停止戸数
東海地震	15	35,514
南関東プレート境界	11	35,514
釜無川断層	35	28,545
藤の木愛川断層	32	35,514
曾根丘陵断層	19	28,545
糸魚川－静岡構造線	17	28,545

オ 下水道

本県の公共下水道は、13市7町4村において4,010km 整備されている。

定性的な被害を予測した。

＜下水道被害＞

被害の予測	機能支障	県民生活への影響
-------	------	----------

対象地震	停電人口(人) 冬18時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	623,786	233,639	4,323	-
首都直下地震M7(立川市直下)	198,684	19,451	67	-
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	189,454	25,956	235	-
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	442,793	149,527	2,592	-
曾根丘陵断層帯	593,101	297,750	15,077	-
身延断層	53,483	4,464	19	-
塩沢断層	119,136	27,947	700	-
扇山断層	134,150	26,997	332	-
富士川河口断層帯	298,449	48,981	665	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	183,818	81,653	3,032	-

オ 通信(固定電話・携帯電話)

① 固定電話

主として停電被害による通信支障回線数を予測した。

＜固定電話被害予測結果＞

対象地震	通信支障回線数(回線) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	599,068	221,590	4,133	-
首都直下地震M7(立川市直下)	192,889	19,470	71	-
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	187,869	28,925	300	-
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	422,302	141,284	2,417	-
曾根丘陵断層帯	555,669	274,903	13,775	-
身延断層	53,509	4,866	23	-
塩沢断層	118,281	29,947	881	-
扇山断層	131,599	27,433	352	-
富士川河口断層帯	286,515	49,062	726	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	193,297	84,369	3,228	-

② 携帯電話

停電率及び回線不通率による携帯電話の不通をランク分けし予測した。

停電率、不通回線率の少なくとも一方が50%以上となる地域をランクAとする。

＜携帯電話被害予測結果＞

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

下水道処理施設の損壊 下水道管の損壊	施設の損壊による機能支障 下水道の損壊による機能支障	悪臭の発生 衛生基準の低下
-----------------------	-------------------------------	------------------

カ 電話

定性的被害を予測した。

＜電話被害＞

被害の予測	機能支障	県民生活への影響
加入者系ケーブル損壊	ケーブル損壊による機能支障 輻輳の発生による機能支障 電源の供給停止による機能支障	不安の拡大 生活水準の低下を助長 地域経済活動の停滞

(7) 交通施設

ア 自動車専用道路

中央自動車道及び東富士五湖道路を対象とし、機能面からみて地震動からマクロに不通区間を想定する方法により被害を予測した。
何れの地震においても不通区間が生じる結果となった。

＜自動車専用道路被害＞

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	甲府盆地以西で2区間程度不通
南関東プレート境界	甲府盆地で1区間不通
釜無川断層	甲府盆地以西で不通

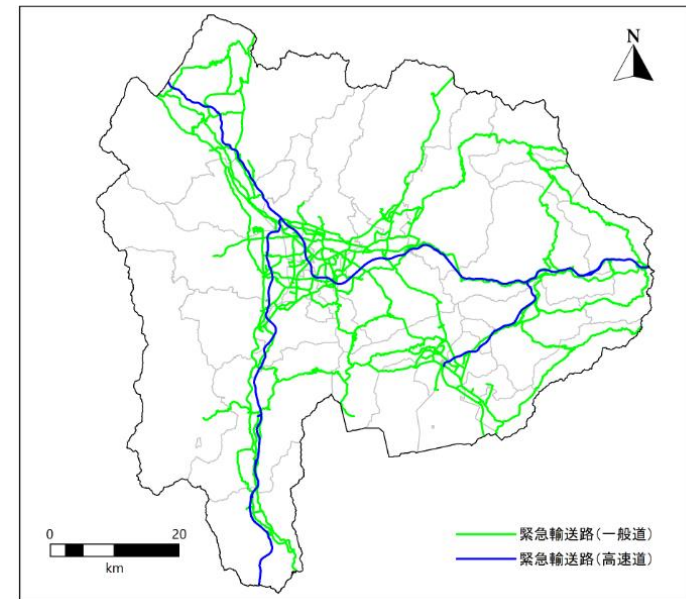
対象地震	ランクA(市町村) 冬5時			
	直後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22	4	-	-
首都直下地震M7(立川市直下)	2	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	1	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11	-	-	-
曽根丘陵断層帯	17	5	-	-
身延断層	1	-	-	-
塩沢断層	5	2	-	-
扇山断層	6	-	-	-
富士川河口断層帯	8	1	-	-
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	11	4	-	-

(8) 交通施設被害

ア 道路

県内の緊急輸送道路を対象に被害箇所数を想定した。

緊急輸送路分布図



＜緊急用道路の被害予測結果＞

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

藤の木愛川断層	大月以東で不通 甲府盆地以西で2区間程度不通
曾根丘陵断層	甲府盆地で1区間不通
糸魚川－静岡構造線	甲府盆地以西で1区間程度不通

イ 一般道路

緊急輸送道路を対象とし、橋梁の被害、液状化による被害、斜面崩壊による被害及び強地震動による被害を予測した。

何れの地震においても甲府盆地において橋梁・橋台の損傷が多発し、また、県の東部・南部の斜面崩壊が多発する。

<一般道路被害>

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発
南関東プレート境界	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発
釜無川断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
藤の木愛川断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県東部、南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
曾根丘陵断層	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化
糸魚川－静岡構造線	甲府盆地で橋脚・橋台の損傷が多発 県南部で斜面崩壊が多発、広い範囲で液状化

ウ 鉄道

中央本線、身延線、小海線、富士急行線を対象に被害を予測した。
何れの地震においても、中央本線、身延線、富士急行線は不通区

対象地震	県内の緊急輸送道路延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	1,387.0	20	0.01
首都直下地震M7(立川市直下)		8	0.01
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間		5	0.00
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間		12	0.01
曾根丘陵断層帯		19	0.01
身延断層		4	0.00
塩沢断層		5	0.00
扇山断層		6	0.00
富士川河口断層帯		11	0.01
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		19	0.01

イ 鉄道

県内の鉄道を対象に被害箇所数を想定した。

鉄道分布図

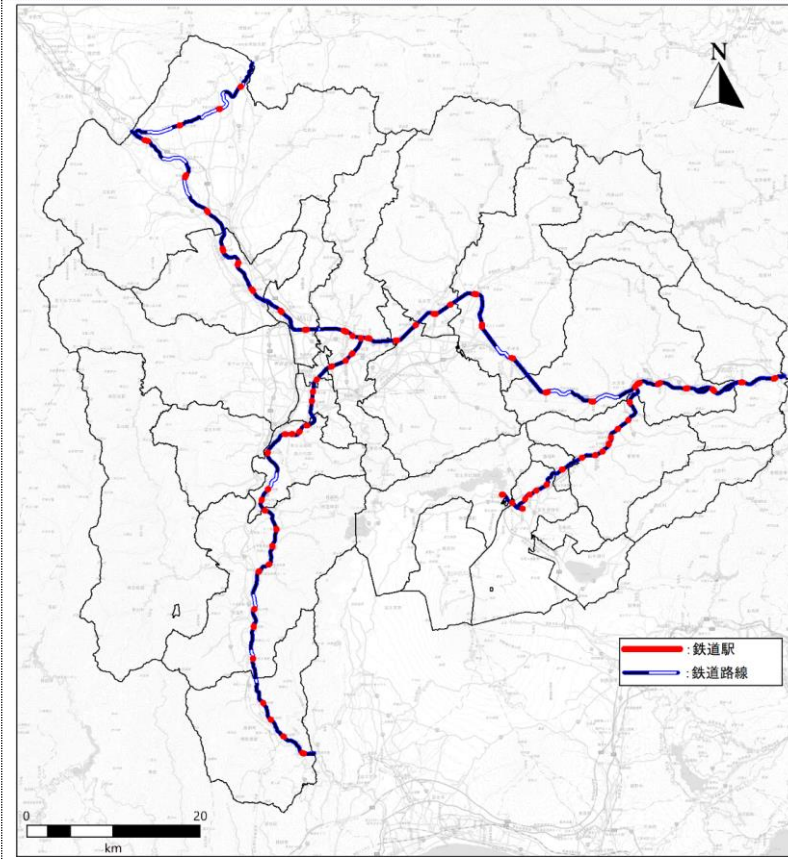
山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

間が生じ、小海線では、不通区間は発生しない。

＜鉄道被害＞

想定地震の種類	予測結果の内容
東海地震	大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
南関東プレート境界	大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
釜無川断層	甲府盆地内の中央本線、身延線が不通 大月付近で中央本線・富士急行線が不通 六郷・下部付近で身延線が不通
藤の木愛川断層	甲府盆地内の中央本線、身延線が不通 大月付近で中央本線・富士急行線が不通 韮崎付近で中央線、六郷付近で身延線が不通
曾根丘陵断層	甲府盆地内の東部・南部で中央本線・身延線が不通 都留付近で富士急行線が不通、六郷付近で身延線が不通
糸魚川－静岡構造線	韮崎付近で中央線が不通、都留付近で富士急行線か不通 甲府盆地・六郷・身延付近で身延線が不通



＜鉄道の被害予測結果＞

エ 河川

釜無川断層、藤の木愛川断層、曾根丘陵断層、糸魚川－静岡構造線の4ケースで甲府盆地南部の釜無川の堤防が沈下するが、被害は軽微である。

(8) 人的、社会的被害

ア 人的被害

平日の夕方6時の屋内存在率を想定し、建物倒壊、火災、崖崩れによる人的被害を予測した。

釜無川断層地震では死者が2千名以上になるなど、人的被害の合計は、南関東プレート境界地震をのぞいては、1万人を越す被害となっている。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

<人的被害>

	死者	重傷者	軽傷者	合計
東海地震	344	828	9,025	10,377
南関東プレート境界	101	473	5,181	5,755
釜無川断層	2,425	1,921	21,240	25,586
藤の木愛川断層	1,828	1,772	19,982	23,582
曾根丘陵断層	809	980	11,085	12,874
糸魚川-静岡構造線	733	1,007	11,406	13,146

イ 住居制約

建物倒壊、焼失による住居制約について予測した。
釜無川断層地震では、20万人を越す住居制約者が生じる。

<住居制約世帯数等被害>

	住居制約世帯数	住居制約者数	ライフライン支障世帯数
東海地震	17,010	53,202	25,983
南関東プレート境界	7,371	22,581	22,015
釜無川断層	69,374	206,970	31,797
藤の木愛川断層	58,808	177,702	30,029
曾根丘陵断層	30,244	90,187	22,855
糸魚川-静岡構造線	28,763	86,639	27,603

※ ライフライン支障世帯数は、建物被害を受けていないが、断水被害を受ける世帯数。

ウ 医療制約

医療機関のライフライン支障等による30%の医療機能低下を予想し、地震時の入院対応能力、外来対応能力を予測した。
入院対応能力は、釜無川断層地震を除いて現状で対応できる。
外来対応能力は、活断層地震で不足する。

<医療制約予測>

対象地震	鉄道延長(km)	被害箇所数	被害率(箇所/km)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	238.5	379	1.59
首都直下地震M7(立川市直下)		120	0.50
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間		132	0.56
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間		245	1.03
曾根丘陵断層帯		299	1.25
身延断層		59	0.25
塩沢断層		65	0.27
扇山断層		116	0.49
富士川河口断層帯		182	0.76
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)		283	1.19

(9) 生活への影響

ア 避難者

地震発生から1日後、1週間後、1ヶ月後の各時点での避難所避難者数及び避難所外避難者数を予測した。

<避難者数予測結果>

ケース	対象地震	1日後			1週間後			1か月後		
		避難者数	うち 避難所内	うち 避難所外	避難者数	うち 避難所内	うち 避難所外	避難者数	うち 避難所内	うち 避難所外
冬18時 8m	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	100,988	60,593	40,395	140,329	70,164	70,164	101,211	30,363	70,848
	首都直下地震M7(立川市直下)	7,140	4,284	2,856	9,738	4,869	4,869	7,140	2,142	4,998
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	31,401	18,841	12,560	32,373	16,187	16,187	31,401	9,420	21,981
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	130,904	78,543	52,362	140,635	70,317	70,317	130,904	39,271	91,633
	曾根丘陵断層帯	171,356	102,814	68,542	207,242	103,621	103,621	173,725	52,117	121,607
	身延断層	895	537	358	1,673	836	836	951	285	666
	塩沢断層	4,615	2,769	1,846	10,814	5,407	5,407	6,919	2,076	4,843
	扇山断層	3,846	2,307	1,538	9,960	4,980	4,980	4,872	1,462	3,411
	富士川河口断層帯	45,454	27,273	18,182	48,839	24,419	24,419	45,454	13,636	31,818
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	37,362	22,417	14,945	53,443	26,721	26,721	39,165	11,750	27,416

イ 物資備蓄の応急対応能力

避難者数が最大となる季節・時間帯における、地震発生から1日後、1週間後の各時点での備蓄物資の需要量を予測した。

<備蓄物資需要量予測結果(飲料水、食料、育児用粉ミルク)>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	入院対応能力(人)	外来対応能力(人)
東海地震	+1,267	+1,596
南関東プレート境界	+1,667	+5,825
釜無川断層	-26	-11,344
藤の木愛川断層	+126	-9,887
曾根丘陵断層	+1,108	-334
糸魚川-静岡構造線	+1,029	-854

※ 受け入れ能力についての予測+は余裕、-は不足を示す。

対象地震	想定ケース	飲料水(リットル)			食料(食)			育児用粉ミルク(グラム)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	1,119,000	775,000	139,000	303,000	421,000	304,000	90,000	127,000	90,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	110,000	52,000	2,300	21,000	29,000	21,000	5,700	7,900	5,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	144,000	77,000	7,100	96,000	99,000	96,000	27,000	27,000	27,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	723,000	493,000	85,000	392,000	421,000	392,000	122,000	130,000	122,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	1,205,000	945,000	302,000	514,000	622,000	521,000	160,000	193,000	162,000
身延断層	冬5時8m	25,000	12,000	830	2,700	5,100	2,900	690	1,100	710
塩沢断層	夏12時8m	134,000	88,000	17,000	14,000	33,000	21,000	4,700	11,000	7,100
扇山断層	冬18時8m	138,000	85,000	12,000	12,000	30,000	15,000	2,800	7,300	3,600
富士川河口断層帯	冬18時8m	261,000	147,000	16,000	136,000	147,000	136,000	40,000	42,000	40,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	350,000	264,000	69,000	112,000	160,000	117,000	30,000	42,000	31,000

〈備蓄物資需要量予測結果(毛布・携帯・簡易トイレ、乳児・小児用おむつ)〉

対象地震	想定ケース	毛布(枚)			携帯トイレ・簡易トイレ(回)			乳児・小児用おむつ(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	121,000	140,000	61,000	304,000	295,000	44,000	16,000	22,000	16,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	8,600	9,700	4,300	3,300	2,300	120	1,000	1,400	1,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	38,000	33,000	19,000	25,000	17,000	2,000	4,700	4,900	4,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	冬18時8m	157,000	140,000	78,000	311,000	238,000	40,000	21,000	23,000	21,000
曾根丘陵断層帯	冬18時8m	206,000	207,000	104,000	609,000	597,000	193,000	28,000	34,000	28,000
身延断層	冬5時8m	1,100	1,700	570	400	770	40	130	210	130
塩沢断層	夏12時8m	5,700	11,000	4,200	9,300	18,000	3,400	840	1,900	1,300
扇山断層	冬18時8m	4,600	10,000	2,900	4,800	9,100	690	490	1,300	630
富士川河口断層帯	冬18時8m	55,000	49,000	27,000	42,000	31,000	4,900	7,100	7,500	7,100
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	45,000	53,000	23,000	81,000	106,000	21,000	5,100	7,400	5,400

〈備蓄物資需要量予測結果(大人用おむつ、生理用品)〉

対象地震	想定ケース	大人用おむつ(枚)			生理用品(枚)		
		1日後	1週間後	1ヶ月後	1日後	1週間後	1ヶ月後
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	冬18時8m	4,000	5,600	4,000	22,000	31,000	22,000
首都直下地震M7(立川市直下)	冬18時8m	290	390	290	1,500	2,100	1,500
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	夏12時8m	1,300	1,300	1,300	6,700	6,900	6,700
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間(Case 2)	冬18時8m	5,200	5,600	5,200	29,000	31,000	29,000
曾根丘陵断層帯(Case 1)	冬18時8m	6,900	8,300	6,900	38,000	46,000	39,000
身延断層(Case 2)	冬5時8m	40	70	40	180	320	190
塩沢断層(Case 独自)	夏12時8m	190	440	280	1,000	2,400	1,500
扇山断層	冬18時8m	150	400	190	780	2,100	1,000
富士川河口断層帯	冬18時8m	1,800	2,000	1,800	9,900	11,000	9,900
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	冬18時8m	1,500	2,100	1,600	7,900	11,000	8,300

ウ 医療機能支障

死者数が最大となる冬5時のケースを対象として医療対応力不足数を予測した。

〈医療機能支障予測結果〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

対象地震	転院患者数	医療対応力不足数 (入院)	医療対応力不足数 (外来)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	490	3,700	20,000
首都直下地震M7(立川市直下)	40	3,000	160
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	100	3,100	6,200
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	670	4,000	26,000
曾根丘陵断層帯	1,100	4,800	31,000
身延断層	0	2,900	-
塩沢断層	20	2,900	20
扇山断層	50	2,900	-
富士川河口断層帯	160	3,200	8,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	180	3,200	150

エ 応急住宅需要量

建物被害が最大となる冬 18 時のケースを対象として全壊棟数及び半壊棟数から応急住宅の需要量を予測した。

〈応急住宅需要量予測結果〉

対象地震	応急住宅 必要戸数 (戸)	供給可能 戸数(戸)	応急住宅 不足戸数 (戸)
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	13,000	32,000	1,000
首都直下地震M7(立川市直下)	930		-
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	4,300		330
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	17,000		2,000
曾根丘陵断層帯	23,000		5,900
身延断層	120		-
塩沢断層	890		-
扇山断層	640		-
富士川河口断層帯	6,000		10
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	5,100		210

※利用可能な民営賃貸住宅の空き家を応急借り上げ住宅の供給可能戸数とし、みなし仮設等の需要数量を算出した。そのため建設型応急住宅や公的住宅は考慮していない。

オ 空き家・別荘

建物被害に空き家率、別荘率を用いて建物被害、人的被害の予測を行った。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

〈空き家被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	10,197	1,135	11,078
	首都直下地震M7(立川市直下)	801	47	2,358
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	5,890	125	6,975
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	13,289	960	11,106
	曾根丘陵断層帯	15,617	2,623	10,286
	身延断層	90	-	447
	塩沢断層	442	25	1,001
	扇山断層	426	3	1,166
	富士川河口断層帯	4,192	470	6,472
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	2,850	2,390	4,023

〈別荘被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		全壊棟数	焼失棟数	半壊棟数
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	627	40	1,048
	首都直下地震M7(立川市直下)	90	8	191
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,950	7	2,457
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	1,563	29	1,867
	曾根丘陵断層帯	584	91	653
	身延断層	7	-	31
	塩沢断層	32	1	68
	扇山断層	44	0	108
	富士川河口断層帯	246	16	370
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	349	164	372

※空き家・別荘被害は全建物被害の内数(空き家率、別荘率により算出)

〈別荘の人的被害予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		死者(人)	負傷者(人)	重傷者(人)
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	80	595	121
	首都直下地震M7(立川市直下)	12	81	18
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	464	2,459	764
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	227	1,443	367
	曾根丘陵断層帯	45	337	76
	身延断層	0	5	1
	塩沢断層	3	19	5
	扇山断層	5	39	8
	富士川河口断層帯	22	151	35
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	55	244	76

※別荘の人的被害は別荘被害から算出しているため人的被害とは別数

カ 災害関連死

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

建物全壊棟数と関連死の比率、直接死者数との関連死の比率、及び避難者数との関連死の比率の3つの比率に対して比率が複数あるため、最小値と最大値用いて予測を行った。

〈災害関連死被害予測結果(建物全壊棟数と関連死の比率)〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.9%	災害関連死者比率 2.3%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	540	1,380
	首都直下地震M7(立川市直下)	39	99
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	176	449
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	655	1,674
	菅根丘陵断層帯	847	2,164
	身延断層	4	11
	塩沢断層	23	59
	扇山断層	20	51
	富士川河口断層帯	220	563
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	244	623

〈災害関連死被害予測結果(直接死者数と関連死の比率)〉

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 15.76%	災害関連死者比率 16.76%
冬5時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	476	506
	首都直下地震M7(立川市直下)	32	34
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	171	182
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	550	585
	菅根丘陵断層帯	606	644
	身延断層	2	2
	塩沢断層	16	17
	扇山断層	18	19
	富士川河口断層帯	192	204
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	165	175

〈災害関連死被害予測結果(避難者数の比率)〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

ケース	対象地震	災害関連死者数(人)	
		風速8m	
		災害関連死者比率 0.07%	災害関連死者比率 0.98%
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	95	1,373
	首都直下地震M7(立川市直下)	7	95
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	22	317
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	95	1,376
	曾根丘陵断層帯	141	2,028
	身延断層	1	16
	塩沢断層	7	106
	扇山断層	7	97
	富士川河口断層帯	33	478
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	36	523

(10) 災害廃棄物

建物の全壊・半壊・焼失棟数、及び災害廃棄物対策指針の手法を用いて災害廃棄物発生量の予測を行った。

〈災害廃棄物予測結果〉

ケース	対象地震	風速8m		
		揺れ・液状化 による 災害廃棄物(t)	火災 による 災害廃棄物(t)	合計(t)
冬18時	南海トラフの巨大地震(東側ケース)	8,899,765	510,521	9,410,287
	首都直下地震M7(立川市直下)	850,947	41,098	892,045
	糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	2,991,872	48,982	3,040,854
	糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	11,353,404	455,674	11,809,078
	曾根丘陵断層帯	15,077,791	1,443,868	16,521,659
	身延断層	161,288	-	161,288
	塩沢断層	733,618	10,739	744,358
	扇山断層	479,256	1,771	481,027
	富士川河口断層帯	3,870,842	170,216	4,041,059
	(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	2,353,356	939,805	3,293,160

(11) その他の被害

ア 危険物施設

危険物施設における被害施設数の予測を行った。

〈危険物施設被害予測結果〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

対象地震	火災	流出	破損等
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	0.04	3.90	47.36
首都直下地震M7(立川市直下)	0.00	0.12	1.64
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	0.00	0.51	6.80
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	0.01	2.90	34.81
曾根丘陵断層帯	0.04	3.83	47.45
身延断層	0.00	0.03	0.55
塩沢断層	0.02	0.50	5.35
扇山断層	0.01	0.30	3.69
富士川河口断層帯	0.00	0.67	9.70
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	0.02	2.10	24.20

※危険物施設被害は発生確率がわずかなため小数点以下第二までで結果を算出している

イ 防災上重要施設

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある防災上重要施設数の予測を行った。

〈防災上重要施設被害予測結果〉

対象地震	地震動					液状化	火災 風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	36	254	369	254	44	165	3	4	15
首都直下地震M7(立川市直下)	444	340	15	-	32	33	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	254	298	88	31	32	40	-	-	1
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	253	156	331	107	37	101	2	13	8
曾根丘陵断層帯	154	152	294	169	137	112	1	12	12
身延断層	206	54	42	1	32	57	-	-	-
塩沢断層	193	47	62	3	35	7	-	-	2
扇山断層	262	80	46	9	32	12	-	-	-
富士川河口断層帯	368	267	174	32	52	100	1	1	2
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	274	296	286	54	43	103	18	14	30

ウ 文化財

地震発生時に建物被害が生じる可能性のある文化財数の予測を行った。

〈文化財被害予測結果〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

対象地震	地震動					液状化	風速8m		
	震度5弱	震度5強	震度6弱	震度6強	震度7		冬5時	夏12時	冬18時
首都直下地震M7(立川市直下)	305	113	21	-	28	26	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	171	130	102	24	29	15	-	-	-
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	100	171	233	80	28	71	1	9	6
曾根丘陵断層帯	186	124	148	105	55	71	8	2	13
身延断層	120	63	9	-	28	11	-	-	-
塩沢断層	67	31	18	18	28	19	-	-	-
扇山断層	99	18	35	4	28	20	-	-	-
富士川河口断層帯	276	159	99	8	31	52	-	-	1
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	318	166	91	41	31	64	6	15	11

エ 直接経済被害

建物、ライフライン・インフラ施設の復旧費用等資産等の被害を直接経済被害として予測を行った。

〈直接経済被害予測結果〉

対象地震	建物				ライフライン					交通施設		その他 廃棄物	合計 (億円)
	建物躯体	家財 (住宅)	その他の 償却資産 (非住宅)	在庫資産 (非住宅)	上水道	下水道	電力	通信	都市 ガス	道路	鉄道		
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	22,000	5,600	720	350	60	180	7,600	2,500	50	20	90	2,100	41,000
首都直下地震M7(立川市直下)	2,100	550	70	40	10	60	2,400	800	-	10	30	200	6,300
糸魚川-静岡構造線断層帯 中南部区間	7,700	1,900	270	130	10	50	2,300	780	-	10	30	670	14,000
糸魚川-静岡構造線断層帯 南部区間	26,000	6,900	750	360	40	90	5,400	1,800	30	10	60	2,600	44,000
曾根丘陵断層帯	33,000	8,700	870	420	70	150	7,200	2,300	50	20	70	3,600	57,000
身延断層	310	80	10	10	0	10	650	220	-	0	10	40	1,300
塩沢断層	1,200	300	30	10	10	90	1,400	490	-	0	10	160	3,800
扇山断層	1,100	280	40	20	10	80	1,600	550	-	10	30	110	3,800
富士川河口断層帯	9,900	2,700	320	150	20	80	3,600	1,200	-	10	40	890	19,000
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	9,400	2,100	270	130	20	240	2,200	800	30	20	70	720	16,000

オ 間接経済被害

生産・サービス低下による経済被害として間接経済被害の予測を行った。
間接経済被害予測は広域の影響を評価することから、震源の近い個々の地震では大きな差が出ないことから以下の対象地震に対して予測を行っている。

〈間接経済被害予測結果〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

対象地震	被災前		被災後		GRP低減額 (億円/年)
	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	就業人口 (人)	資本ストック (億円)	
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	400,625	85,970	397,999	76,457	4,879
首都直下地震M7(立川市直下)	400,625	85,970	400,441	84,927	535
曾根丘陵断層帯	400,625	85,970	396,653	74,468	5,933

カ 孤立集落

地震発生時にアクセス経路の寸断によって孤立する可能性のある集落を抽出した。

〈孤立集落予測結果〉

対象地震	孤立する恐れのある集落数
南海トラフの巨大地震(東側ケース)	74
首都直下地震M7(立川市直下)	1
糸魚川－静岡構造線断層帯 中南部区間	0
糸魚川－静岡構造線断層帯 南部区間	13
曾根丘陵断層帯	33
身延断層	1
塩沢断層	3
扇山断層	27
富士川河口断層帯	52
(参考)首都直下地震M8(相模トラフ)	128

(12) 帰宅困難者

帰宅困難者として地震発生時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者を除いた帰宅断念者と遠距離徒歩者の数を予測した。

〈帰宅困難者予測結果〉

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

市町村	帰宅困難者					
	県内市町村間の通勤・通学者			県外からの通勤・通学者		
	就業者	通学者	計	就業者	通学者	計
甲府市	4,673	301	4,974	2,310	941	3,251
富士吉田市	1,443	193	1,636	383	197	580
都留市	1,318	172	1,490	347	302	649
山梨市	1,703	235	1,937	145	32	177
大月市	1,125	198	1,323	381	54	435
韮崎市	1,600	211	1,811	262	7	269
南アルプス市	3,501	498	3,999	369	14	383
北杜市	1,351	272	1,623	968	217	1,186
甲斐市	3,487	374	3,861	207	64	271
笛吹市	2,849	396	3,245	343	5	348
上野原市	379	178	556	851	895	1,747
甲州市	1,599	297	1,896	115	31	146
中央市	1,548	208	1,756	206	94	300
市川三郷町	850	130	979	98	-	98
早川町	36	12	47	15	-	15
身延町	723	98	821	278	18	296
南部町	350	86	436	224	-	224
富士川町	940	129	1,068	45	-	45
昭和町	798	83	880	263	4	267
道志村	95	19	114	12	-	12
西桂町	276	30	306	9	-	9
忍野村	234	44	278	234	-	234
山中湖村	181	36	217	129	-	129
鳴沢村	140	27	167	45	-	45
富士河口湖町	885	132	1,018	254	52	306
小菅村	8	3	11	29	-	29
丹波山村	6	3	8	13	-	13
合計	32,096	4,363	36,459	8,537	2,929	11,465

5 災害シナリオの想定

実施した被害想定のうち、南海トラフの巨大地震の被害想定結果に基づき、地震発生後の全体像を把握するため、各種被害や対応・対策の実施、復旧状況等について、時系列的にまとめた災害シナリオを作成した。

(1)シナリオ構成

シナリオの縦軸を対応項目別に分け、横軸は時間経過に分け、復旧期として1年までを想定範囲とした。

(2)自然現象(災害)

地震や地震による地盤災害の状況以外に自然現象についても定性的に記載した。

(3)物的被害

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
243	<p>5 本計画における目標 <u>地震被害想定調査により、発生が懸念されている東海地震、南関東プレート境界地震及び発生周期は千年から一万年と長い、発生した場合に甚大な被害を生じると考えられる4つの活断層地震についての被害予測が具体的な数値として示された。</u> <u>これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。</u></p> <p>第4節 東海地震の被害想定 <u>1 想定条件等</u> <u>2 想定結果</u> <u>3 災害シナリオの想定</u></p>	<p><u>建物や人的被害、ライフラインなどの被害状況と、地震発生後の各種機能支障について被害の様相を記載した。</u> <u>(4)災害対応</u> <u>災害応急体制、医療等の対応と避難所、物資等の避難生活や生活支障に関する様相を記載した。</u> <u>(5)共働き世帯・単身高齢者向けシナリオ</u> <u>上記(1)～(4)は行政向けのシナリオであるが、これとは別に県民の視点でのシナリオの例を作成した。</u></p> <p><u>災害シナリオは災害発生時の“想像力”と“気付き”および実践行動力の向上と今後の地震防災対策の検討に資することも目的として作成している。</u></p> <p>6 本計画における目標 <u>地震被害想定調査により被害予測が具体的な数値として示された。</u> <u>これらの数値を今後の地震防災対策の目安として、これに対応できる計画とする。</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	<p>防災危機管理課修正</p>
252	<p>4 地震防災対策の課題と提言 <u>被害想定結果に基づき、今後の対策として、普及啓発、防災備蓄、耐震化などの予防対策、消防運用、避難、応急住宅などの応急対策、そして復旧復興対策などこれらの対策の前提又は基礎資料としての想定結果をもとに、東海地震発生時における「減災」の観点から、県民の防災意識の啓発と防災関係機関に対して訴えていくべき防災対策推進上の重点としての課</u></p>	<p>7 地震防災対策の課題と提言 <u>今後の対策として、普及啓発、防災備蓄、耐震化などの予防対策、消防運用、避難、応急住宅などの応急対策、そして復旧復興対策などこれらの対策の前提又は基礎資料としての想定結果をもとに、地震発生時における「減災」の観点から、県民の防災意識の啓発と防災関係機関に対して訴えていくべき防災対策推進上の重点としての課題と今後の地震防災対策へ</u></p>	<p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

(略)

○地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、**平成7**年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財**持**法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。・地震財**持**法は、昭和 55 年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、**平成 27**年度から更に5箇年、**平成 31**年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和 55 年度から **30** 箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財**持**法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

事業名		実施主体	30 箇年(S55-H21)整備計画	35 箇年(S55-H26)整備計画	40 箇年(S55-H31)整備計画
避難地		県	1 箇所 35.2ha	7 箇所 280.8ha	7 箇所 280.8ha
避難路	街路	県・市	9 箇所 4.0km	13 箇所 5.5km	13 箇所 5.5km
消防用施設		市町村	5,381 施設	5,139 施設	5,212 施設
輸送道路 緊急	改築	県・市町村	19 路線 51 箇所	20 路線 58 箇所	20 路線 58 箇所
	橋梁	県	18 路線 35 箇所	19 路線 88 箇所	39 路線 195 箇所
	災害防除	県	11 路線 189 箇所	14 路線 213 箇所	15 路線 243 箇所
福祉施設 社会	木造改築	県・市町村・法人	41 箇所 定員 3,325 人	41 箇所 定員 3,325 人	41 箇所 定員 3,325 人
	非木造改築	法人	2 箇所 定員 220 人	2 箇所 定員 220 人	2 箇所 定員 220 人

(略)

○地震に強い県土づくりを進めるにあたっては、建築、土木、通信、ライフライン、防災関連等の構造物、施設等の機能を確保する必要がある。このため、**令和5**年度の山梨県地震災害想定調査結果を踏まえ、

- ・地震対策緊急整備事業計画
- ・地震防災緊急事業5箇年計画
- ・緊急防災基盤整備事業計画を策定し、それに基づく事業を推進する。

(1) 地震対策緊急整備事業

- ・大規模地震対策特別措置法を受けて成立した、地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業計画に係る国の財政上の特別措置に関する法律(以下「地震財**特**法」という。)は、補助率のかさ上げ等の財政上の特別措置を定めるとともに、強化地域においては、緊急整備事業計画を策定して計画的に地震防災対策を推進することを義務づけている。・地震財**特**法は、昭和 55 年に5箇年の時限立法として成立したが、その後延長を繰返し、**令和元**年度から更に5箇年、**令和6**年度まで延長された。
- ・本県では、地震に強い県土づくりのため、昭和 55 年度から **35** 箇年で地震対策緊急整備事業を実施してきたが地震財**特**法の延長をふまえ、つぎのとおり整備を図る。

事業名		実施主体	35 箇年(S55-H26)整備計画	40 箇年(S55-H31)整備計画	45 箇年(S55-R6)整備計画
避難地		県	7 箇所 241.2ha	7 箇所 280.8ha	7 箇所 241.2ha
避難路	街路	県・市	13 箇所 5.5km	13 箇所 5.5km	22 箇所 15.9km
消防用施設		市町村	5,139 施設	5,212 施設	5,276 施設
輸送道路 緊急	改築	県・市町村	20 路線 58 箇所	20 路線 58 箇所	20 路線 70 箇所
	橋梁	県	19 路線 88 箇所	39 路線 195 箇所	39 路線 197 箇所
	災害防除	県	14 路線 213 箇所	15 路線 243 箇所	16 路線 273 箇所
福祉施設 社会	木造改築	県・市町村・法人	41 箇所 定員 3,325 人	41 箇所 定員 3,325 人	41 箇所 定員 3,325 人
	非木造改築	法人	2 箇所 定員 220 人	2 箇所 定員 220 人	2 箇所 定員 220 人

管理課、
甲府市修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員 2,395人	25箇所 定員 2,395人	25箇所 定員 2,395人		非木造補強	県・市町村・法人	25箇所 定員 2,395人	25箇所 定員 2,395人	25箇所 定員 2,395人	
小中学校 公立	木造改築	市町村	122校	122校	122校		木造改築	市町村	122校	122校	122校	
	非木造改築	市町村	52校	54校	58校		非木造改築	市町村	54校	58校	61校	
	非木造補強	市町村	107校	101校	100校		非木造補強	市町村	101校	100校	99校	
砂防設備		県	108箇所	154箇所	185箇所		砂防設備		県	108箇所	185箇所	207箇所
施設 保安	予防治山	県	260箇所	340箇所	380箇所		施設 保安	予防治山	県	340箇所	380箇所	380箇所
	復旧治山	県	530箇所	658箇所	843箇所			復旧治山	県	658箇所	843箇所	843箇所
防止施設 地すべり	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所		防止施設 地すべり	農林水産省分	県	7箇所	7箇所	7箇所
	林野庁分	県	41箇所	45箇所	70箇所			林野庁分	県	45箇所	70箇所	70箇所
	国土交通省分	県	24箇所	25箇所	27箇所			国土交通省分	県	24箇所	27箇所	28箇所
急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	176箇所	184箇所		急傾斜地崩壊防止施設		県	170箇所	184箇所	189箇所
ため池		県・市町村	35箇所	42箇所	42箇所		ため池		県・市町村	37箇所	42箇所	57箇所

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画
(略)

事業名		実施主体	5箇年(H28-32)整備計画
避難路	農道整備	山梨県	3.8km
消防用施設		市町村・組合	116箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設		山梨県	48箇所
医療機関		市町村・法人	2施設
公的建築物		市町村・組	1施設

(2) 地震防災緊急事業五箇年計画
(略)

事業名		実施主体	5箇年(R3-7)整備計画
_____	_____	_____	_____
消防用施設		市町村・組合	94箇所
緊急輸送を確保するために必要な道路、交通管制施設		山梨県	50箇所
_____		_____	_____
_____		_____	_____

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

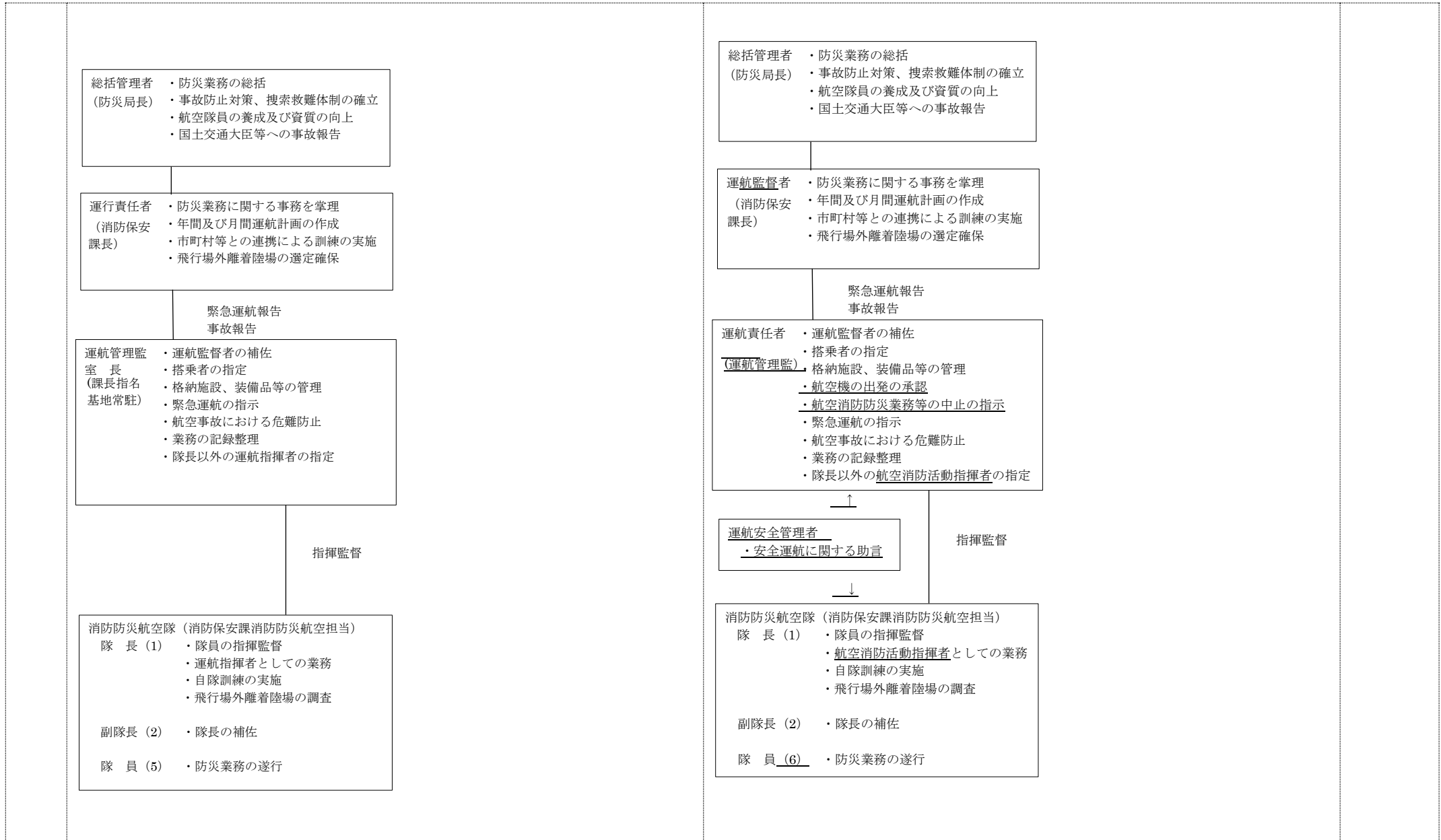
275	<p>を作成して点検整備を実施するものとする。</p> <p>(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">資 機 材</th> <th style="text-align: center;">保 管 機 関 等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>水防用備蓄資機材</td> <td>水防管理団体</td> </tr> <tr> <td>救助用資機材及び医薬品</td> <td>各地区医師会、医療機関等</td> </tr> <tr> <td>消防用資機材及び施設</td> <td>防災安全センター、消防署、消防団</td> </tr> <tr> <td>防疫用資機材</td> <td>保健所、衛生環境研究所、市町村等</td> </tr> <tr> <td>給水用資機材</td> <td>市町村</td> </tr> <tr> <td>たん水防除用資機材</td> <td>県、市町村</td> </tr> <tr> <td>災害警備活動用資機材</td> <td>警察本部、各警察署</td> </tr> <tr> <td>災害救助法給与物資</td> <td>契約団体</td> </tr> <tr> <td>備蓄食糧</td> <td>関東農政局（山梨支局）</td> </tr> <tr> <td>ライフライン復旧資材</td> <td>各事業者</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施</p> <p>中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、東海地震に関連する情報の発表、警戒宣言発令及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。</p> <p>(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中、等</p> <p>(2) 訓練項目</p> <p>東海地震に関連する調査情報(臨時)から警戒宣言の発令に至る予知段階での各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報、警戒宣言などの関係部局、地域県民センター、市町村及び防災関係機関への伝達訓練。 <p>(略)</p>	資 機 材	保 管 機 関 等	水防用備蓄資機材	水防管理団体	救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等	消防用資機材及び施設	防災安全センター、消防署、消防団	防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等	給水用資機材	市町村	たん水防除用資機材	県、市町村	災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署	災害救助法給与物資	契約団体	備蓄食糧	関東農政局（山梨支局）	ライフライン復旧資材	各事業者	<p>を作成して点検整備を実施するものとする。</p> <p>(1) 点検整備を要する主な防災資機材と保管機関等</p> <p>「第1編 総則—第2章 災害予防計画—第3節 防災施設及び防災資機材の整備、拡充—2 防災資機材の整備—(1)点検整備を要する主な防災資機材と保管機関」を準用する。</p> <p>(略)</p> <p>第9節 防災訓練の実施</p> <p>1 総合防災訓練(南海トラフ地震)の実施</p> <p>中央防災会議の実施する総合防災訓練に併せて、南海トラフ地震に関連する情報の発表及び地震発生を想定した、迅速かつ的確な情報の収集伝達などを中心とした実践的な総合訓練を実施し、国、県、市町村、各防災関係機関、自主防災組織等がとるべき措置について習熟することにより、地震による被害を最小限に抑える。</p> <p>(1) 実施日 9月1日を中心とする「防災週間」中、等</p> <p>(2) 訓練項目</p> <p>南海トラフ地震臨時情報から地震発生後の各機関の地震防災強化計画に基づく応急対策の実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 南海トラフ地震臨時情報などの関係部局、地域県民センター、市町村及び防災関係機関への伝達訓練。 <p>(略)</p>	<p>防災危機 管理課修 正</p>
資 機 材	保 管 機 関 等																								
水防用備蓄資機材	水防管理団体																								
救助用資機材及び医薬品	各地区医師会、医療機関等																								
消防用資機材及び施設	防災安全センター、消防署、消防団																								
防疫用資機材	保健所、衛生環境研究所、市町村等																								
給水用資機材	市町村																								
たん水防除用資機材	県、市町村																								
災害警備活動用資機材	警察本部、各警察署																								
災害救助法給与物資	契約団体																								
備蓄食糧	関東農政局（山梨支局）																								
ライフライン復旧資材	各事業者																								

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
279	<p>2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施 (2) 実施日 10月下旬</p> <p>第11節 調査研究の推進 1 被害想定等調査結果 (略) 平成17年 「山梨県東海地震被害想定調査」 東海地震を想定した調査</p>	<p>2 山梨県地震防災訓練(南海トラフ地震、首都直下の地震、活断層地震)の実施 (2) 実施時期 10月下旬～11月</p> <p>第11節 調査研究の推進 1 被害想定等調査結果 (略) 平成17年 「山梨県東海地震被害想定調査」 東海地震を想定した調査 令和3～5年「山梨県地震被害想定調査」 南海トラフ地震、首都直下地震、活断層に起因する地震を想定した調査</p>	防災危機管理課修正
283	<p>第3章 地震災害応急対策 第1節 応急、活動体制 2 消防防災ヘリコプター 災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運不能期間等における相互応援協定」の締結により、運行不能期間の体制整備を図った。</p>	<p>第3章 地震災害応急対策 第1節 応急、活動体制 2 消防防災ヘリコプター 災害の状況に応じてヘリコプターを出動させ被害情報の収集、救出、救助活動を行うとともに、市町村等からの要請に対応できる体制を整える。また、長野県・新潟県・群馬県、及び静岡県、並びに埼玉県との「消防防災ヘリコプターの運不能期間等における相互応援協定」の締結により、運航不能期間の体制整備を図った。</p>	消防保安課修正
285	<p>山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー (P285 左)</p>	<p>山梨県消防防災ヘリコプター運航管理フロー (P285 左)</p>	消防保安課修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

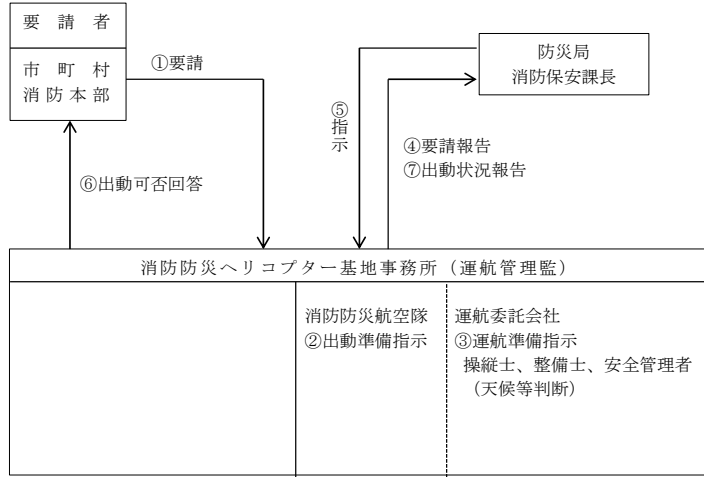


山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

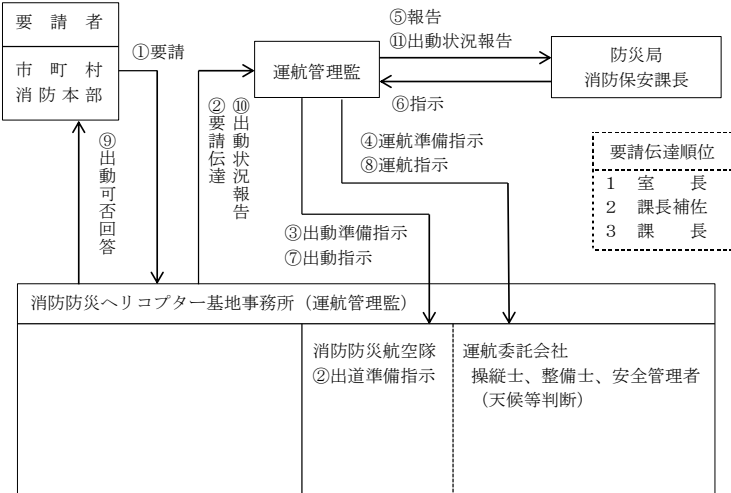
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

(P285 右)

1 緊急運航連絡系統図



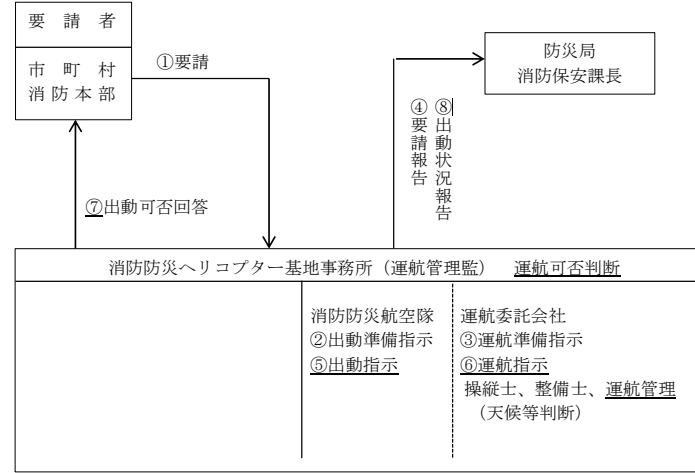
2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



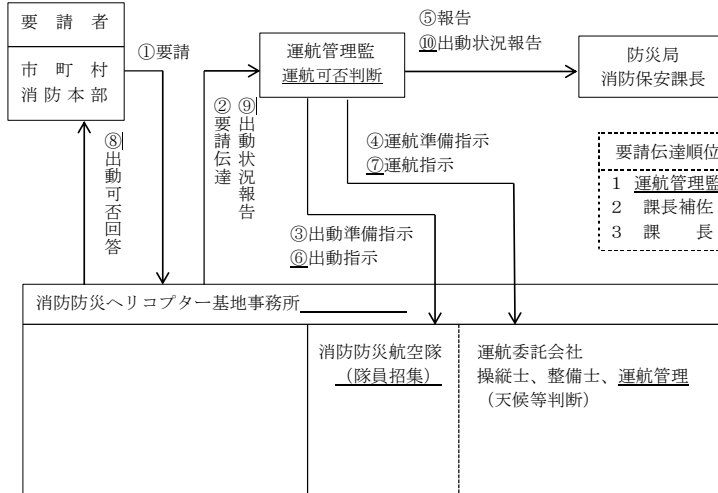
(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を室長に報告し、室長は関係者に連絡する。

(P285 右)

1 緊急運航連絡系統図



2 土・日・祝祭日緊急運航連絡系統図



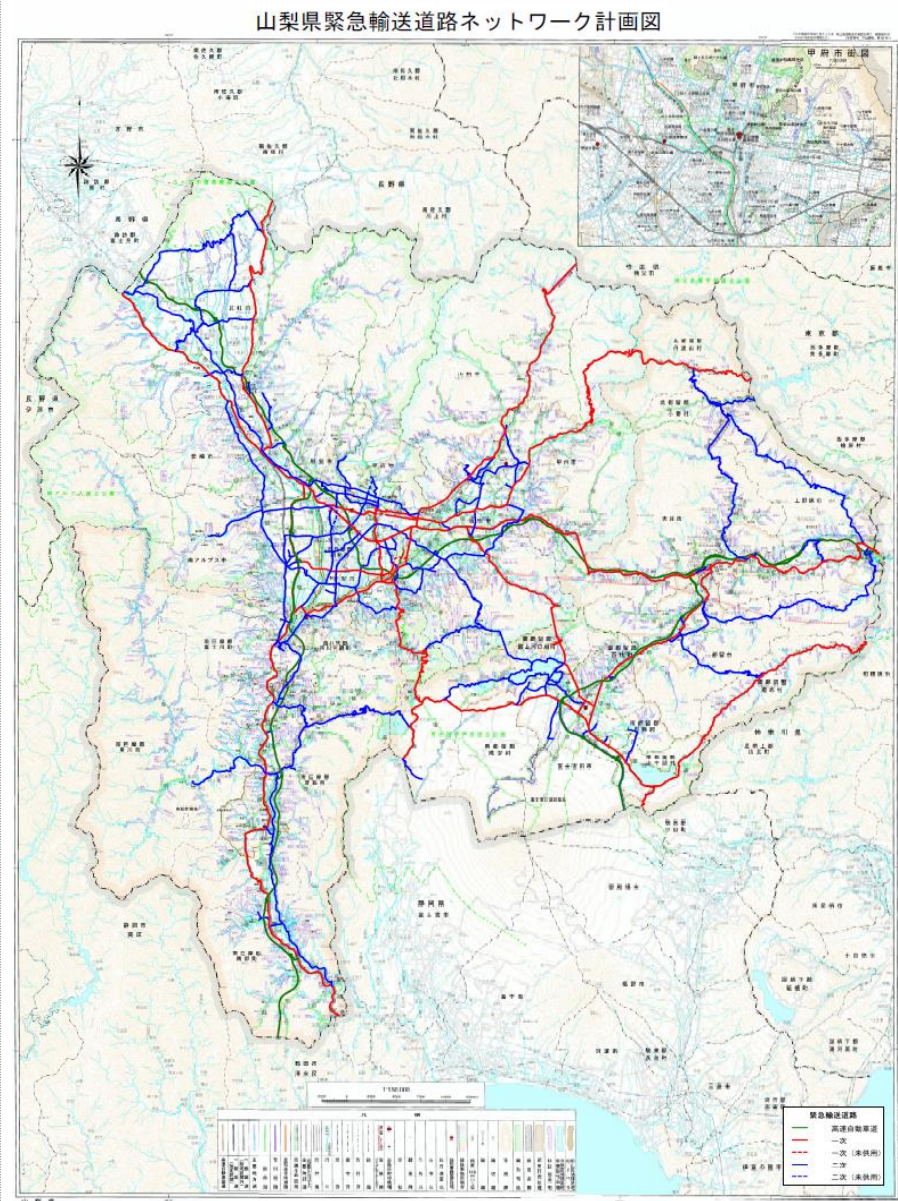
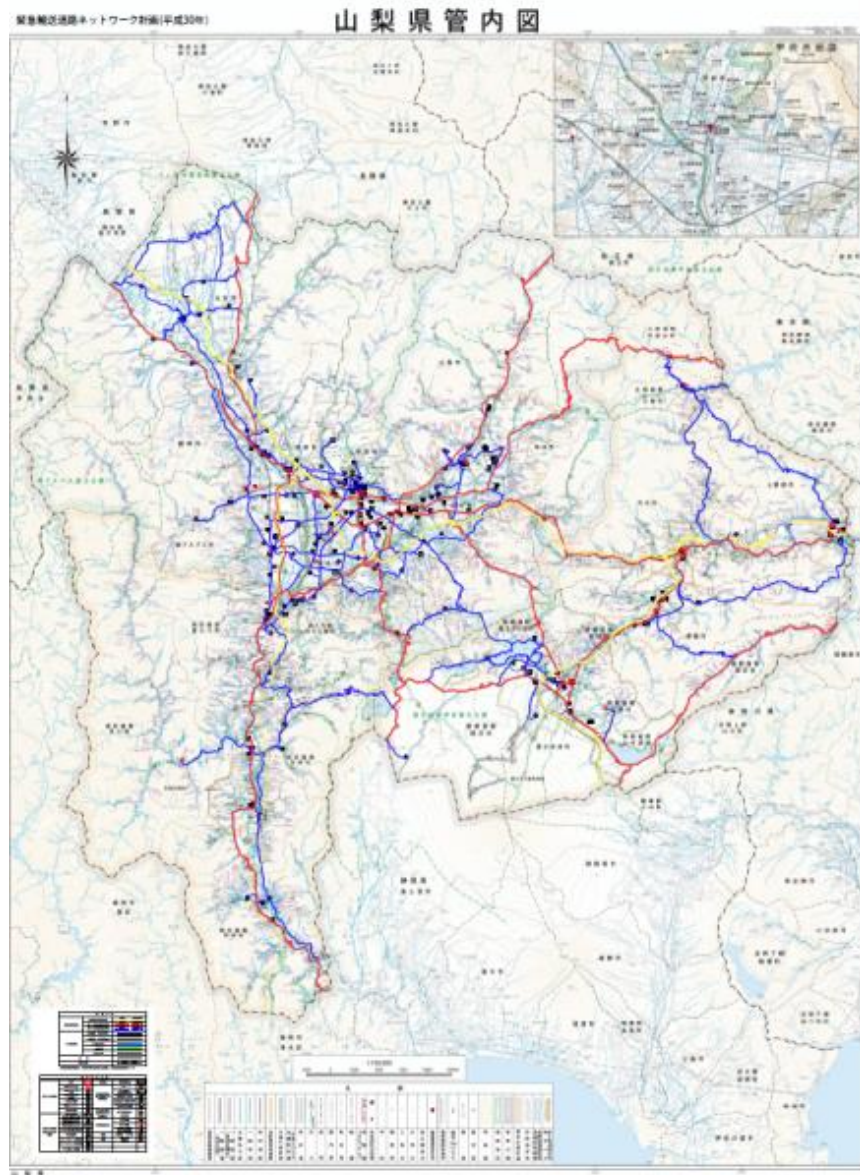
(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望するときは、災害等の状況を運航管理監に報告し、運航管理監は関係者に連絡する。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
286	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、<u> </u>規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p>	<p>第2節 地震災害情報の収集伝達</p> <p>地震が発生したとき、効果的に応急対策を実施する上で地震情報(震度、震源、<u>長周期地震動階級</u>、規模、余震の状況等)や被害情報及び関係機関が実施する応急対策の活動情報は不可欠である。このため地震の規模や被害の程度に応じ関係機関は情報の収集・伝達を迅速に行うこととするが、このとき、概括的な情報も含め多くの情報を効果的な通信手段、機材を用いて伝達し、被害規模の早期把握を行う必要がある。</p>	防災基本計画修正に伴う修正
296	<p>第3節 広域応援体制</p> <p>4 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>本編第2編第3章第1節 <u>6</u>「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。</p>	<p>第3節 広域応援体制</p> <p>4 自衛隊に対する災害派遣要請</p> <p>本編第2編第3章第1節 <u>7</u>「自衛隊災害派遣要請の概要」に同じ。</p>	東部方面特科連隊修正
303	<p>第6節 緊急輸送対策</p> <p>5 緊急輸送の確保</p> <p><u>緊急急送道路ネットワーク計画(平成30年)</u></p>	<p>第6節 緊急輸送対策</p> <p>5 緊急輸送の確保</p> <p><u>山梨県緊急輸送道路ネットワーク計画図(令和6年)</u></p>	道路管理課修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------



山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

304 (4) 県
イ 被害箇所については、山梨県建設業協会 及び治山林道協会 との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。

(略)
304 6 緊急輸送車両等の確保
山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)
(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	62.9
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道(指定区間)	20	国道20号	東京都堺～長野県堺	100.38
	52	国道52号	国道20号交点(甲斐市)～国道411号交点(甲斐市) 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.57
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号交点(大月市)	42.5
一般国道(指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(菅吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲斐市)～国道20号上阿原交差点(甲斐市)	53.0
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都堺～国道52号交点(甲斐市)	63.3
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲斐市)～甲府駅前(甲斐市)	0.5
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	18	路線		697.1

(第二次緊急輸送道路)

(4) 県
イ 被害箇所については、山梨県建設業協会 _____ との「災害時における応急対応業務に関する協定」などにより速やかに応急復旧工事を行い緊急道路としての機能確保に努める。

(略)
6 緊急輸送車両等の確保
山梨県緊急輸送道路指定路線一覧表(計画延長含まず)
(第一次緊急輸送道路)

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
高速自動車国道	-	中央自動車道西宮線	県内全線	100.3
	-	中央自動車道富士吉田線	県内全線	44.6
	-	中部横断自動車道	県内全線	63.1
その他有料道路	-	東富士五湖道路	県内全線	13.8
一般国道(指定区間)	20	国道20号	東京都堺～長野県堺 大月IC現通部(駒橋交差点(大月市)～大月インター入口交差点(大月市))除く 国道20号交点(甲斐市)～甲府南アルプス線交点(甲斐市)	100.3
	52	国道52号	甲府南アルプス線(甲斐市)～国道411号交点(甲斐市) 上石田バイパス 貴川交番南交差点(甲斐市)～真側橋西詰(甲斐市)含む 静岡県境～国道52号(甲西道路)交点(富士川町)	54.0
	52	国道52号(甲西道路)	国道52号交点(富士川町)～国道20号交点(甲斐市)	18.2
	138	国道138号	県内全線	14.2
	139	国道139号	静岡県境～国道138号交点(富士吉田市) 国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市)～国道20号大月バイパス交点(大月市)	43.7
一般国道(指定区間外)	137	国道137号	国道138号交点(富士吉田市)～国道20号交点(菅吹市)	25.8
	139	国道139号	国道138号交点(富士吉田市)～国道139号分岐富士見BP北交差点(富士吉田市) 国道137号交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市) 国道137号重用区間1.1km: 国道138号交点(富士吉田市)～国道139号金鳥居交差点(富士吉田市)	6.0
	140	国道140号	埼玉県境～国道52号交点(富士川町) 西關東連絡道路: 坂井ランプ(甲斐市)～岩手ランプ(山梨市)含む 西下桑ランプ(甲斐市)～落合西IC(甲斐市)[新山梨環状道路] 国道20号重用区間0.5km: 国道20号向町二交差点(甲斐市)～国道20号上阿原交差点(甲斐市)	56.9
	141	国道141号	県内全線	33.4
	358	国道358号	全線	28.0
	411	国道411号	東京都堺～国道52号交点(甲斐市) 国道140号交点(甲斐市)～甲府市道池添梅ヶ坪線交点(甲斐市)[城東バイパス]	64.1
	413	国道413号	県内全線 国道138号重用区間11.4km: 国道137号交点(富士吉田市)～国道138号旭日丘交差点(山中湖村)	32.8
主要地方道	6	甲府韮崎線	国道52号交点(甲斐市)～甲府駅前(甲斐市)	0.5
	12	韮崎南アルプス中央線	国道52号交点(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)[新山梨環状道路]	7.6
	29	甲府中央右左口線	韮崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(甲斐市)[新山梨環状道路]	1.3
一般県道	717	山中湖忍野富士吉田線	国道139号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	1.1
市町村道	-	甲府市道 和戸町竜王線	甲府市道 朝気通り交点(甲斐市)～池添梅ヶ坪線交点(甲斐市)[城東バイパス]	0.2
	-	富士吉田市道 新倉南線	国道137号交点(富士吉田市)～富士吉田市道中央通り線交点(富士吉田市)	0.9
	-	富士吉田市道 中央通り線	富士吉田市道 新倉南線交点(富士吉田市)～山中湖忍野富士吉田線交点(富士吉田市)	0.8
計	21	路線		711.6

(第二次緊急輸送道路)

治山林道
課修正

道路管理
課修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
一般国道(指定区間)	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
一般国道(指定区間外)	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
	140	国道140号	西関東連絡道路万カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線 国道139号重用区間22.6km: 国道139号交点(富士吉田市)～国道139号本橋交差点(富士河口湖町)	25.0
	469	国道469号	富士川身延線交点(南都町)～国道52号交点(南都町)	0.5
主要地方道	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～重崎南アルプス中央線交点(中央市)〔昭和バイパス〕 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交差点(中央市)～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)〔黒沢BP〕 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～重崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～国道52号交点(南アルプス市)	5.5
	6	甲府重崎線	国道140号交点(甲府市)～茅野北社重崎線交点(重崎町)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府重崎線重用区間1.9km: 甲府重崎線交点(甲府市)～甲府重崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)	25.0
	10	富士川身延線	国道52号市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南都町)〔身延山ICアクセス含む〕 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南都町)～国道469号交点(南都町)	20.5
	11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5
	12	重崎南アルプス中央線	国道20号交点(重崎町)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交差点(南アルプス市)～南アルプスIC(南アルプス市) 南アルプスIC(南アルプス市)～甲府中央右左口線交点(中央市)〔新山梨環状線〕	35.5
	17	茅野北社重崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府重崎線交点(重崎町)	24.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 重崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 重崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市)～重崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	23	重崎増富線	国道141号交点(重崎町)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7
	24	都留道志線	全線	15.7
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)〔昭和バイパス〕	4.6
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～重崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0
	27	重崎昇仙峡線	国道141号交点(重崎町)～重崎IC(重崎町)	1.4
	28	北社ハヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4
	29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市) 重崎南アルプス中央線交点(中央市)～国道358号交点(身延町)〔新山梨環状線〕	14.1
	30	大月上野原線	野田尻四方津(停)線交点～談合坂サービスエリア交点	1.3
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府重崎線交点(甲府市)	1.3
	32	長坂高根線	全線	7.5
	33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7
	34	白井甲州線	全線	18.0
	35	四日市場上野原線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6
	37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5
	39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～重崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1
	40	都留インター線	全線	0.6
	41	須玉インター線	全線	0.1
	42	重崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5
	43	六郷インター線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町) 市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線峠南橋東詰交差点(市川三郷町)	0.9

道路種別	路線番号	路線名	起終点	延長(km)
一般国道	20	国道20号	大月橋西詰(大月市)～大月インター入口交差点(大月市)	1.1
(指定区間)	139	国道139号(都留BP)	都留市道天神通り線 交点(都留市)～四日市場上野原線交点(都留市)	6.1
一般国道	137	国道137号	国道139号交点(富士吉田市)～河口湖精進線交点(富士河口湖町)	7.3
(指定区間外)	139	国道139号	小和田猿橋線交点(大月市)～東京都境	24.7
	140	国道140号	西関東連絡道路万カランプ(山梨市)～西関東連絡道路岩手ランプ交点(山梨市)	4.4
	300	国道300号	全線(中之倉BP 現道除却) 国道139号重用区間22.6km: 国道139号交点(富士吉田市)～国道139号本橋交差点(富士河口湖町)	25.2
	469	国道469号	富士川身延線交点(南都町)～国道52号交点(南都町)	0.5
主要地方道	3	甲府市川三郷線	国道20号交点(甲府市)～重崎南アルプス中央線交点(中央市)〔昭和バイパス〕 甲府笛吹線交点(甲府市)～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号交点～市川大門四丁目1801(市川三郷町) 国道140号重用区間3.5km: 国道140号桃林橋南側交差点(中央市)～国道140号大正交差点東側交差点(市川三郷町) 国道20号重用区間0.8km: 国道20号国母交差点(甲府市)～国道20号国母立体交差点(甲府市)	22.1
	4	市川三郷富士川線	国道140号交点(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町)〔黒沢BP〕 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～重崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	4.4
	5	甲府南アルプス線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～国道52号交点(南アルプス市)	10.2
	6	甲府重崎線	甲府昇仙峡線交点(甲府市)～重崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	16.7
	7	甲府昇仙峡線	平瀬浄水場(甲府市)～甲府南アルプス線交点(甲府市) 甲府重崎線重用区間1.9km: 甲府重崎線交点(甲府市)～甲府重崎線総合グランド入口交差点(甲府市)	8.2
	9	市川三郷身延線	全線 市川三郷富士川線重用区間4.4km: 市川大門四丁目1801(市川三郷町)～市川三郷富士川線分岐(市川三郷町) 国道300号重用区間6.6km: 国道300号交点(身延町) ～国道300号波高島トンネル西交差点(身延町)	22.9
	10	富士川身延線	市川三郷身延線交点(身延町)～国道52号交点(南都町)〔身延山ICアクセス含む〕 国道469号重用区間0.5km: 国道52号交点(南都町)～国道469号交点(南都町)	19.4
	11	北社富士見線	国道141号交点(北社市)～長野県境	24.5
	12	重崎南アルプス中央線	国道20号交点(重崎町)～甲府中央右左口線交点(中央市) 櫛形大橋東詰交差点(南アルプス市)～国道52号交点(南アルプス市)	28.2
	17	茅野北社重崎線	北社富士見線交点(北社市)～甲府重崎線交点(重崎町)	24.2
	18	上野原丹波山線	全線 国道139号重用区間3.2km: 国道139号交点(小菅村)～大菩薩峠線交点(小菅村)	28.8
	20	甲斐早川線	国道20号交点(甲斐市)～南アルプス市役所 芦安支所 重崎南アルプス中央線重用区間0.3km: 重崎南アルプス中央線芦安入口交差点(南アルプス市)～重崎南アルプス中央線源交差点(南アルプス市)	12.8
	21	河口湖精進線	国道137号交点(富士河口湖町)～国道139号交点(富士河口湖町)	16.3
	22	甲府笛吹線	全線	7.6
	23	重崎増富線	国道141号交点(重崎町)～北社市役所 明野総合支所(北社市)	4.7
	24	都留道志線	全線	15.7
	25	甲斐中央線	国道20号交点(甲斐市)～甲府市川三郷線交点(昭和町)〔昭和バイパス〕 中下乗交差点(甲斐市)～国道20号山県神社北交差点(甲斐市)	6.4
	26	富士川南アルプス線	国道140号交点(南アルプス市)～重崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)	3.0
	27	重崎昇仙峡線	国道141号交点(重崎町)～重崎IC(重崎町)	1.4
	28	北社ハヶ岳公園線	長沢小淵沢線交点(北社市)～北社富士見線交点(北社市)	6.4
	29	甲府中央右左口線	国道358号交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	11.6
	30	大月上野原線	談合坂サービスエリア線交点～野田尻四方津停車場線交点	1.3
	31	甲府山梨線	国道411号交点(甲府市)～甲府重崎線交点(甲府市)	1.3
	32	長坂高根線	全線	7.5
	33	上野原あきる野線	国道20号交点(上野原市)～上野原丹波山線交点(上野原市)	5.7
	34	白井甲州線	国道140号交点(甲府市)～国道411号交点(甲府市) 狐川橋東交差点(笛吹市)～笛吹市道20号線交点(笛吹市) 塩山勝沼線交点(甲府市)～万力小原線交点(甲府市)	19.4
	35	四日市場上野原線	国道139号交点(都留市)～上野原市道田野入線交点(上野原市) 上野原市道田野入線交点(上野原市)～国道20号交点(上野原市)	26.4
	36	笛吹市川三郷線	白井甲州線交点(笛吹市)～国道358号交点(甲府市)	19.6
	37	南アルプス公園線	早川町本庁舎～国道52号交点(身延町)	10.5
	38	塩山勝沼線	白井甲州線交点(甲府市)～国道411号交点(甲府市) 市道塩山ハイパス交点(甲府市)～国道140号交点(甲府市)	3.9
	39	今諏訪北村線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～重崎南アルプス富士川線交点(南アルプス市)	3.1
	40	都留インター線	全線	0.6
	41	須玉インター線	全線	0.1
	42	重崎南アルプス富士川線	国道52号(甲西道路)交点(富士川町)～今諏訪北村線交点(南アルプス市)	11.5
	43	六郷インター線	中部自動車横断道交点(市川三郷町)～国道52号交点(身延町) 市川三郷身延線重用区間0.6km: 市川三郷身延線交点(市川三郷町)～市川三郷身延線峠南橋東詰交差点(市川三郷町)	0.9
一般県道	104	天神平甲州線	甲府重崎線交点(甲府市)～HANAZONOホストビル(甲府市)	2.5
	106	中下乗甲州線	甲府重崎線交点(甲斐市)～甲府重崎線交点(甲府市)	4.5
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左口線交点(甲府市) 国道358号重用区間2.8km: 国道358号考古博物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口(甲府市)	8.0
	117	小瀬スポーツ公園線	全線	1.4
	202	山梨市停車場線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道111号交点(山梨市)	3.1
	204	休息山梨線	国道411号交点(甲府市)～映東 防災備蓄倉庫1(甲府市)	0.7
	208	下神内川石和温泉停車場線	山梨市停車場線交点(山梨市)～宮山線交点(笛吹市)	2.4
	211	山梨管吹線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5
	216	万力小原線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲府市) 西関東連絡路入口交差点(山梨市)～山梨市駅前交差点(山梨市)	3.8

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

一般県道	104	天神平甲府線	甲府番崎線交点(甲府市)～HANAZONOホスピタル(甲府市)	2.5
	106	中下桑甲府線	甲府番崎線交点(甲斐市)～甲府番崎線交点(甲府市)	4.5
	113	甲府精進湖線	国道20号交点(甲府市)～甲府中央右左線交点(甲府市) 国道358号重用区間1.6km、国道359号古物館東交差点(甲府市) ～国道358号甲府市右左口町(甲府市)	8.0
	117	小淵スポーツ公園線	全線	1.4
	202	山梨市(停)線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～国道411号交点(山梨市)	3.1
	204	休息山梨線	国道411号交点(甲府市)～横浜 防災備蓄倉庫1(甲府市)	0.7
	208	下神内川石和温泉(停)線	山梨市(停)線交点(山梨市)～一宮山梨線交点(笛吹市)	2.4
	211	山梨管飲線	国道411号交点(山梨市)～笛吹市道2-30号線交点(笛吹市)	2.5
	216	万力小屋敷線	山梨市駅東山梨線交点(山梨市)～白井甲州線交点(甲府市)	2.9
	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6
	302	石和温泉(停)線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1
	308	鶯宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤堂石和線交点(笛吹市)	3.4
一般県道	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉(停)線交点(笛吹市)	1.8
	313	藤堂石和線	鶯宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市) 甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	2.5
	405	割子切石線	中高ICアクセス	1.0
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7
	505	小和田猿橋線	全線	4.0
	507	野田原四方津(停)線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜葦崎線交点(北杜市)	5.3
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂(停)線交点(北杜市)	6.8
	609	小荒間長坂(停)線	長坂高橋線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1
	612	横手日野春(停)線	国道20号交点(北杜市)～北杜市 武川支所(北杜市)	0.6
	621	須玉中田線	国道141号交点(重崎町)～塩川病院(北杜市)	1.4
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km重用、国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進湖線交点(富士川口湖町) 河口湖精進湖線重用区間1.7km、河口湖精進湖線交点(富士川口湖町) ～富士河口湖町西湖三差路(富士河口湖町)	6.9
	714	鳴沢富士河口湖線	富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	2.1
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5
	717	山中池野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートICアクセス	0.4
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進湖線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8
	803	内船(停)線	全線 富士川身延線重用区間0.7km、富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.5
市町村道	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峽南、身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4
	-	甲府市道 小淵町1号線	小淵スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
	-	甲府市道 小淵2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
	-	甲府市道 富士見中線	山梨市線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3
	-	甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9
	-	都留市道 天神通り線	国道139号交差点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6
	-	山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5
	-	山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5
	-	富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8
	-	フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8
	-	大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0
	-	大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～国道139号交点(大月市)	0.2
	-	南アルプス市道 若草1級1号	葦崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5
	-	南アルプス市道 柳形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2
	-	甲斐市道 赤坂公園本線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6
	-	甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8
	-	甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0
	-	甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5
	-	甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.9
	-	甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.3
	-	甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲斐市線交点(甲斐市)	0.3
	-	甲斐市道 泉道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3
	-	笛吹市道 八代6号線	白井甲州線交点(笛吹市)～横浜 防災備蓄倉庫2(笛吹市)	0.6
	-	笛吹市道 4015線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2
	-	笛吹市道 2-30号線	山梨管飲線交点(笛吹市)～国道137号交点(笛吹市)	0.3
	-	中央市道 1028号線	中央市道2017号線交点(中央市)～山梨県立防災安全センター(中央市)	0.3
	-	中央市道 2017号線	甲府市川三郷線交点(中央市)～中央市道1028号線交点(中央市)	0.9
	-	上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9
	-	市川三郷町道 大木法師倉線	市川三郷町道 大木川島線交点(市川三郷町)	1.3
	-	市川三郷町道 大木川島線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県県警へ/常駐地(市川三郷町)	0.5
	-	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.2
	-	富士吉田市道 小淵見上善地線	国道138号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3
	-	富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.3
	-	富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.3
	-	富士吉田市道 道の駅線	全線、小倉山中サス線交点～国道138号交点	0.3
	-	上野原市道 鎌倉坂サーピスエリア線	鎌倉坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	1.2
計	107	路線		600.7

一般県道	219	柳平塩山線	国道140号交点(山梨市)～山梨市立牧丘病院(山梨市)	0.6
	302	石和温泉停車場線	国道411号線交点(笛吹市)～国道20号交点(笛吹市)	1.1
	308	鶯宿上曾根線	国道358号交点(笛吹市)～藤堂石和線交点(笛吹市)	3.4
	313	藤堂石和線	鶯宿上曾根線交点(笛吹市)～白井甲州線交点(笛吹市)	2.5
	314	一宮山梨線	国道411号交点(笛吹市)～下神内川石和温泉停車場線交点(笛吹市)	1.8
	405	割子切石線	中高IC-国道52号交点	0.7
	413	平林青柳線	富士川町本庁舎～葦崎南アルプス富士川線交点(富士川町)	0.4
	415	湯之奥上之平線	国道300号交点(身延町)～しもべ病院(身延町)	0.7
	505	小和田猿橋線	国道139号交点(大月市)～大月市道猿橋東町線交点(大月市)	3.9
	507	野田原四方津停車場線	国道20号交点～大月上野原線交点	3.9
	606	台ヶ原長坂線	国道20号交点(北杜市)～茅野北杜葦崎線交点(北杜市)	5.3
	608	長沢小淵沢線	国道141号交点(北杜市)～小荒間長坂停車場線交点(北杜市)	6.8
	609	小荒間長坂停車場線	長坂高橋線交点(北杜市)～長沢小淵沢線交点(北杜市)	3.1
	611	日野春停車場線	横手日野春停車場線交点(北杜市)～国道141号交点(北杜市)	3.2
	612	横手日野春停車場線	北杜市 武川総合支所(北杜市)～日野春停車場線交点(北杜市)	1.5
	621	須玉中田線	国道141号交点(重崎町)～塩川病院(北杜市)	1.4
	707	富士河口湖富士線	国道137号交点(富士河口湖町)～富士北麓公園線交点(富士河口湖町) 国道139号重用区間1.4km重用、国道139号交点(富士河口湖町) ～国道139号スバル立体交差点(富士河口湖町)	7.4
	710	青木ヶ原船津線	国道137号交点(富士河口湖町)～河口湖精進湖線交点(富士川口湖町) 河口湖精進湖線重用区間1.7km、河口湖精進湖線交点(富士川口湖町) ～富士河口湖町西湖三差路(富士河口湖町)	6.9
	714	鳴沢富士河口湖線	国道139号交点(鳴沢村)～町道 小立勝山線交点(富士河口湖町) 勝山バypass、富士河口湖富士線交点～鳴沢富士河口湖線交点	5.2
	716	富士北麓公園線	富士河口湖富士線交点(富士河口湖町)～富士北麓公園(富士吉田市)	0.5
	717	山中池野富士吉田線	国道138号交点(山中湖村)～忍野村本庁舎(忍野村)	4.4
	718	富士吉田西桂線	富士吉田西桂スマートIC	0.2
	719	富士河口湖芦川線	河口湖精進湖線交点(富士河口湖町)～笛吹市川三郷線交点(笛吹市)	5.8
	803	内船停車場線	全線 富士川身延線重用区間0.7km、富士川身延線内船駅前(南部町) ～富士川身延線南部橋東三差路(南部町)	1.5
市町村道	809	釜の口塩沢線	国道52号交点(南部町)～峽南、身延管理課 防災備蓄倉庫(南部町)	1.4
	-	甲府市道 小淵町1号線	小淵スポーツ公園線交点(甲府市)～甲府精進湖線交点(甲府市)	0.8
	-	甲府市道 小淵2号線	甲府精進湖線交点(甲府市)～国道358号交点(甲府市)	0.8
	-	甲府市道 富士見中線	山梨市線交点(甲府市)～朝日荒川線交点(甲府市)	0.3
	-	甲府市道 朝日荒川線	富士見中線交点(甲府市)～三味道村上線交点(市界)	2.9
	-	都留市道 天神通り線	国道139号交差点(都留市)～国道139号交点(都留PB)(都留市)	0.6
	-	山梨市道 山梨市役所前通り線	国道140号交点(山梨市)～山梨市駅東山梨線交点(山梨市)	0.5
	-	山梨市道 山梨市駅東山梨線	全線	2.5
	-	富士塚通り線(農道DC02)	国道140号交点(山梨市)～フルーツライン(農道DC01)交点(山梨市)	1.8
	-	フルーツライン(農道DC01)	富士塚通り線(農道DC02)交点(山梨市)～笛吹川フルーツ公園(山梨市)	0.8
	-	大月市道 公園通り線	国道20号交点(大月市)～桂川ウエルネスパーク園路交点(大月市)	1.0
	-	大月市道 猿橋東町線	国道20号交点(大月市)～国道139号交点(大月市)	0.2
	-	南アルプス市道 若草1級1号	葦崎南アルプス中央線交点(南アルプス市)～南アルプス市役所 若草支所(南アルプス市)	0.5
	-	南アルプス市道 柳形7号線	甲府南アルプス線交点(南アルプス市)～南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)	0.2
	-	甲斐市道 赤坂公園本線	南アルプス警察署南交差点(南アルプス市)～南アルプス市消防本部	0.6
	-	甲斐市道 赤坂公園本線	国道20号交点(甲斐市)～赤坂台病院(甲斐市)	0.8
	-	甲斐市道 三味道村上線	朝日荒川線交点(市界)～開発1号線交点(甲斐市)	1.0
	-	甲斐市道 開発1号線	三味道村上線交点(市界)～滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)	0.5
	-	甲斐市道 滝坂希望ヶ丘線	開発1号線交点(甲斐市)～登美団地大屋敷線交点(甲斐市)	0.4
	-	甲斐市道 登美団地大屋敷線	滝坂希望ヶ丘線交点(甲斐市)～大屋敷横町線交点(甲斐市)	0.9
	-	甲斐市道 大屋敷横町線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～甲斐市線交点(甲斐市)	0.3
	-	甲斐市道 泉道希望ヶ丘線	登美団地大屋敷線交点(甲斐市)～双葉SIC	0.3
	-	笛吹市道 4015線	白井甲州線交点(笛吹市)～横浜 防災備蓄倉庫2(笛吹市)	0.6
	-	笛吹市道 2-30号線	甲府笛吹線交点(笛吹市)～笛吹SIC交点(笛吹市)	0.2
	-	上野原市道 田野入線	四日市場上野原線交点(上野原市)～四日市場上野原線交点(上野原市)	1.9
	-	市川三郷町道 大木法師倉線	市川三郷町道 大木川島線交点(市川三郷町)	1.2
	-	市川三郷町道 大木川島線	大木法師倉線交点(市川三郷町)～山梨県県警へ/常駐地(市川三郷町)	0.9
	-	富士河口湖町道 0191富士ヶ嶺1号線	国道139号交点(富士河口湖町)～富士河口湖町 上九一色出張所(富士河口湖町)	3.3
	-	富士吉田市道 小淵見上善地線	国道138号交点(富士吉田市)～富士吉田西桂線交点(富士吉田市)	0.3
	-	富士吉田市道 農場線	富士吉田忍野SIC交点(富士吉田市)～小倉山中サス線交点(富士吉田市)	0.6
	-	富士吉田市道 小倉山中サス線	農場線交点(富士吉田市)～道の駅線交点(富士吉田市)	0.1
	-	富士吉田市道 道の駅線	全線、小倉山中サス線交点～国道138号交点	0.6
	-	上野原市道 鎌倉坂サーピスエリア線	鎌倉坂SIC交点(上野原市)～大月上野原線交点(上野原市)	3.3
計	116	路線		614.1

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
308	<p>7 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p><u>(2) 緊急輸送車両の事前届出</u> <u>県公安委員会において、災害発生時の交通検問所等現場における確認手続きの効率化を図るため、緊急輸送車両について緊急輸送に係る業務の実施について責任を有する者から予め必要事項の届け出を受けるとともに、緊急通行車両等事前届出済証(以下「届出済証」という。)を交付する。届出に関する手続きは別に定めるところによる。</u></p> <p>(略)</p> <p><u>(3) _____ 事前届出済証の交付を受けている車両の確認</u> <u>_____ 事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>別記様式第7(第6条関係) (備考:用紙は、日本工業規格A5とする。)</u></p>	<p>7 緊急輸送車両の確認 (略)</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(略)</p> <p><u>(2) 緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の確認</u> <u>緊急輸送車両等の事前届出済証の交付を受けている車両について確認申請があったときは、他に優先して確認を行い、確認のため必要な審査は省略する。</u></p> <p><u>別記様式第8(第6条の2関係)</u></p>	<p>警備第二 課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		知 事 (印) 公安委員会 (印)
番号標に表示 されている番号		
輸送人員 又は品名		
使用者	住所	() 局 番
	氏名	
輸送日時		
輸送経路	出発地	目的地
備 考		

第 号		年 月 日
緊急輸送車両確認証明書		
		知 事 印 公安委員会 印
番号標に表示 されている番号		
輸送人員 又は品名		
活 動 地 域		
車両の 使用者	住 所	() 局 番
	氏名又 は名称	
有 効 期 限		
備 考		

備考 用紙は、日本産業規格A4とする

308 第7節 生活関係施設の応急対策
2 応急仮設住宅建設
(略)

- (1) **応急仮設** 住宅建設用地の確保
災害発生時に於いて迅速に**応急仮設** 住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。
このため、県と市町村との連携により、**応急仮設** 住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。
(令和3年度**応急仮設** 住宅建設用地調査)

第7節 生活関係施設の応急対策
2 応急仮設住宅建設
(略)

- (1) **建設型応急** 住宅建設用地の確保
災害発生時に於いて迅速に**建設型応急** 住宅を建設するためには、事前に建設用地を確保しておくことが必要である。
このため、県と市町村との連携により、**建設型応急** 住宅の建設に適した用地を確保するための調査を実施する。
(令和4年度**建設型応急** 住宅建設用地調査)

住宅対策
室修正

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
309	<p>調査結果 27 市町村、173 箇所、応急仮設住宅 13,012 戸分の用地確保 ※ 応急仮設 住宅建設用地 ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場 (2) 仮設 住宅の建設フロー (略)</p> <p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設 住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、応急仮設 住宅を供給する。 (3) 民間賃貸住宅の借上げ 県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に応急 住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。 (4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー供借上型仮設 住宅 供与フロー</p>	<p>調査結果 27 市町村、173 箇所、応急仮設住宅 13,012 戸分の用地確保 ※ 建設型応急 住宅建設用地 ・市町村が選定する土地 ・公園緑地及び広場 (2) 建設型応急 住宅の建設フロー (略)</p> <p>3 民間賃貸住宅の借り上げによる賃貸型応急 住宅の供給 大規模な災害が発生したとき、災害対策本部の要請を受け、市町村、不動産関係団体の協力を得て、民間賃貸住宅を借り上げ、賃貸型応急 住宅を供給する。 (3) 民間賃貸住宅の借上げ 県は、自らの資力で住宅を得ることができない被災者に賃貸型応急 住宅を供与するため、災害救助法に基づき、民間賃貸住宅を借上げ、災害対策本部が入居者を選定する。 (4) 災害時における民間賃貸住宅の提供に関するフロー賃貸型応急 住宅 供与フロー</p>	<p>建築住宅課修正</p>
311	<p>5 下水道施設応急対策 (5) 広報 下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。</p>	<p>5 下水道施設応急対策 (5) 広報 下水道管理者は、施設の被害状況及び復旧見込み等について広報し、利用者の生活排水の不安解消に努める。 また、施設の復旧状況によっては市町村と調整して利用者へ汚水排除の使用制限を依頼する。</p>	<p>下水道室修正</p>
318	<p>第4章 東海地震に関する事前対策計画</p>	<p>(地震編末尾に移設)</p>	<p>防災危機管理課修正</p>
339	<p>第5章 南海トラフ地震に関する事前対策計画 第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</p>	<p>第4章 南海トラフ地震に関する事前対策計画 第2節 防災関係機関が地震防災応急対策として行う事務又は業務の大綱</p>	<p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
343	<p><u>震災対策編</u> 第1章第3節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。</p> <p>第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知 (6) 水道、電気、ガス、通信、放送、<u> </u>関係 (略)</p> <p><u> </u></p> <p><u> </u></p> <p><u>(第4章から移設)</u></p>	<p><u>第2編一般災害編</u>第1章第1節「防災上重要な機関の実施責任と処理すべき事務又は業務の大綱」のとおり。</p> <p>第4節 時間差発生等における円滑な避難の確保等 2 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)等が発表された後の周知 (6) 水道、電気、ガス、通信、放送、<u>下水道</u>関係 (略)</p> <p><u>カ 下水道</u> <u>下水道事業者は、必要な揚水・汚水処理の体制を確保するものとする。</u></p> <p><u>別紙 東海地震に関する事前対策計画</u> <u>(以下は、東海地震に関連する情報が発表された場合における県、市町村、住民、自主防災組織、民間事業所、防災関連機関等の防災対応を定め、従前は第4章として位置付けていたものであるが、現在、気象庁における東海地震に関連する情報の発表は行われていないことから、当面の間、地震編の別紙として位置づけるものとする。)</u></p> <p><u>第1節 東海地震に関する事前対策計画の目的</u> <u>この計画は、大規模地震対策特別措置法第6条の規程に基づき、東海地震に係る地震防災対策強化地域(以下「強化地域」という。)において、東海地震注意情報の発表及び警戒宣言が発せられたとき等にとるべき対策を定める。強化地域以外の村に対しても、本計画を準用し、全县一体となった対策の推進を図る。</u> <u>なお、東海地震に係る防災訓練に関する事項、地震防災上必要な教育に関する事項及び緊急整備事業計画については、本編第2章による。</u></p> <p><u>1 東海地震に関連する情報の種類</u> <u>東海地震に関連する情報は以下の3種類である。発表される情報には段階に応じてカラーレベルの表示がされる。</u> <u>(1) 東海地震に関連する調査情報(カラーレベル:青)</u> <u>東海地震に関連する現象について調査が行われた場合に発表される</u></p>	<p>正</p> <p>下水道室修正</p> <p>防災危機管理課修正</p>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

情報

ア 東海地震に関連する調査情報（定例）

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を公表

イ 東海地震に関連する調査情報（臨時）

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情報。その変化の原因についての調査の状況を公表。

(2) 東海地震注意情報（カラーレベル：黄）

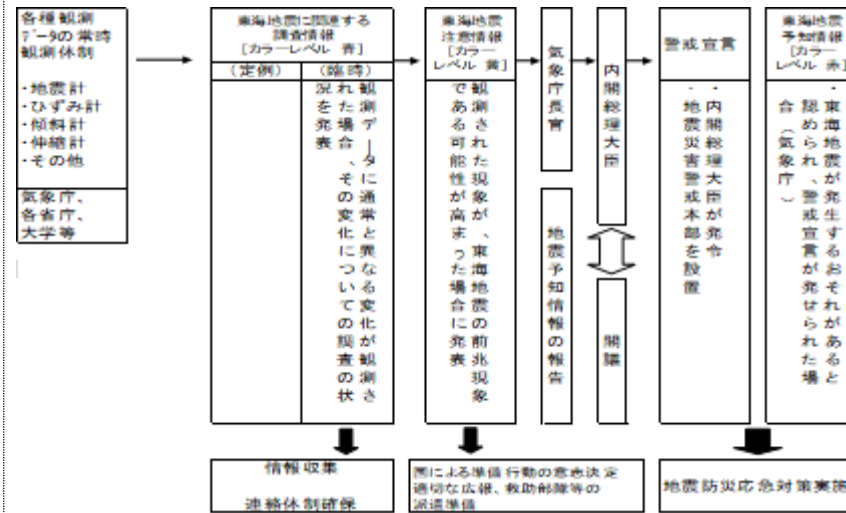
観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まったと認められた場合に発表される情報

(3) 東海地震予知情報（カラーレベル：赤）

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警戒宣言」が発せられた場合に発表される情報

各情報発表後、東海地震発生のおそれがなくなったと判断された場合は、その旨が各情報で発表される。

東海地震に関連する情報発表の流れ



山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>第2節 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報発表時及び警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の対策体制及び活動</u></p> <p><u>1 県</u></p> <p><u>(1) 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の体制</u></p> <p><u>ア 県職員の配備体制及び行動</u> <u>県防災局防災危機管理課員全員及び県地震災害警戒本部統括部職員全員、地域県民センター職員等が配備につき、必要な情報を収集し関係機関に伝達しつつ、続報に備えるものとする。</u></p> <p><u>イ 情報内容の周知</u> <u>県が有する広報手段の活用及び市町村・報道機関等との連携により、東海地震に関連する調査情報(臨時)の内容とその意味について周知を行い、平常時の活動を行いつつ続報に注意する旨呼びかける。</u></p> <p><u>(2) 東海地震注意情報発表時の体制</u></p> <p><u>ア 準備行動</u> <u>東海地震注意情報に基づき、政府の準備行動等を行う旨の意思決定を行った場合、知事は部隊の派遣・受入れの準備や物資の点検、必要に応じ、児童・生徒の引き渡し等の安全確保対策等の措置を講じるものとする。</u></p> <p><u>イ 情報内容の周知</u> <u>知事は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、県の準備体制の状況について、適切に情報提供を行う。</u></p> <p><u>ウ 県職員の配備体制及び活動</u> <u>東海地震注意情報が発表されたときは、全所属全職員が配備につき、次の事務を行う。</u></p> <p><u>①地震予知に関する情報等の収集及び伝達</u> <u>②地震災害警戒本部設置の準備</u> <u>③消火薬剤、水防資機材等、県が保有する物資、資機材の点検、配備及び流通在庫の把握</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p><u>④市町村及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整</u></p> <p><u>⑤東海地震応急対策活動要領等に基づき、活動拠点の確保に係る調整を行うほか、広域的応急対策の要請及び受け入れ準備</u></p> <p><u>⑥状況により、地震防災応急対策の準備を行う</u></p> <p>(3) <u>警戒宣言発令時(東海地震予知情報発表)の体制</u></p> <p><u>ア 山梨県地震災害警戒本部</u></p> <p><u>知事は、山梨県地震災害警戒本部(以下「県警戒本部」という。)を設置する。</u></p> <p><u>県警戒本部の概要は、次のとおりである。</u></p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 15%;">本部長</td> <td>知事</td> </tr> <tr> <td>副本部長</td> <td>副知事、防災局長、県警察本部長</td> </tr> </table> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="width: 5%;">本部員</td> <td>各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員</td> </tr> </table> <p><u>①部長会議</u></p> <p><u>本部長、副本部長、警戒本部各部長で構成し、本部長が招集する。</u></p> <p><u>②統括部</u></p> <p><u>統括部長は防災局長があたり、県災害対策本部活動要領に定める各班を置く。</u></p> <p><u>県警戒本部は、特別のとき(例えば庁舎被災等)を除き、県庁防災新館会議室に設置する。</u></p> <p><u>イ 地方連絡本部</u></p> <p><u>本部長：地域県民センター所長</u></p> <p><u>本部員：管内出先機関の長</u></p> <p><u>ウ 東京地方連絡本部</u></p> <p><u>本部長：東京事務所長</u></p> <p><u>エ 職員の配備体制</u></p> <p><u>全所属全職員の配備とする。</u></p>	本部長	知事	副本部長	副知事、防災局長、県警察本部長	本部員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員	
本部長	知事								
副本部長	副知事、防災局長、県警察本部長								
本部員	各部局長、教育長、公営企業管理者 本編第1章第1節に定める指定地方行政機関、 指定公共機関、指定地方公共機関の役員又は職員								

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>オ 県警戒本部の事務</u></p> <p><u>① 地震予知に関する情報等の国からの収集及び市町村、防災関係機関への伝達</u></p> <p><u>② 市町村、防災関係機関等の応急対策情報の収集及び国への報告</u></p> <p><u>③ 消防庁及び代表消防機関との連絡体制や受人体制の確保</u></p> <p><u>④ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者等への指導</u></p> <p><u>⑤ 火災防止等の住民への広報</u></p> <p><u>⑥ 県内における応急対策の総合調整及び推進</u></p> <p><u>⑦ 帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋</u></p> <p><u>⑧ 東海地震応急対策活動要領等に基づく広域的応急対策の要請及び受け入れ準備</u></p> <p><u>(4) 自衛隊への要請</u></p> <p><u>警戒宣言が発せられた場合、知事は、大規模地震対策特別措置法第13条第2項及び東海地震応急対策活動要領に基づき、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めるときは、国に対して自衛隊の地震防災派遣を要請するものとする。</u></p> <p><u>ア 国に対する要請</u></p> <p><u>知事は、国に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及びその他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請するものとする。なお、要請する業務は次のとおりである。</u></p> <p><u>a 航空偵察による避難、交通状況等の情報の提供</u></p> <p><u>b 地震発生直前の航空写真の作成</u></p> <p><u>c 特定の緊急患者の移送</u></p> <p><u>d 防災要員等の輸送</u></p> <p><u>イ 自衛隊(東部方面特科連隊)との連絡調整</u></p> <p><u>a 各種情報を的確に把握するため、緊密な情報交換を行う。</u></p> <p><u>b 自衛隊の地震防災派遣が実施される場合、支援活動の細部に關し、連絡調整するものとする。</u></p> <p><u>ウ 地震防災派遣部隊の受け入れ</u></p> <p><u>a 自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、活動拠点</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>の確保に係る調整を行うなど、必要な受入体制をとる。</u></p> <p><u>b 地方連絡本部は、管内の市町村へ自衛隊が派遣された場合の業務が円滑に行われるよう、県警戒本部及び市町村警戒本部との連絡調整を行う。</u></p> <p><u>(5) 災害発生時の体制</u></p> <p><u>ア 県本部(山梨県災害対策本部)</u></p> <p><u>① 知事は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため県本部を設置する。</u></p> <p><u>② 県警戒本部から県本部に移行するときの県本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。</u></p> <p><u>イ 組織及び所掌事務</u></p> <p><u>① 県本部と地方連絡本部の編成及び運営並びに所掌事務は、一般災害編の定めに基づる。</u></p> <p><u>2 市町村</u></p> <p><u>(1) 東海地震に関連する調査情報(臨時)発表時の体制</u></p> <p><u>ア 職員参集</u></p> <p><u>イ 防災行政無線等による住民への広報</u></p> <p><u>ウ 県、防災関係機関との連絡体制の確保</u></p> <p><u>(2) 東海地震注意情報発表時の体制</u></p> <p><u>ア 東海地震注意情報発表等に係る情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>イ 職員参集</u></p> <p><u>ウ 地震災害警戒本部設置の準備</u></p> <p><u>エ 防災行政無線等による住民への広報</u></p> <p><u>市町村長は、東海地震注意情報の内容とその意味について周知し、適切な行動を呼びかけるものとする。また、市町村の準備体制の内容について、適切に情報提供を行う。</u></p> <p><u>オ 県及び防災関係機関が実施する準備行動との連絡調整</u></p> <p><u>カ 警戒宣言発令時に避難指示の対象となる地区(以下「事前避難対象地区」という。)からの避難のための避難所の開設準備</u></p> <p><u>キ 県への要請・報告等の実施</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>ク その他地震防災応急対策の円滑な実施のための準備</u></p> <p><u>(3) 警戒宣言発令時(東海地震予知情報)の体制</u></p> <p><u>ア 市町村地震災害警戒本部</u></p> <p><u>地震防災対策強化地域の市町村が設置</u> <u>その他の市町村は、これに準じた対策を講じる。</u></p> <p><u>イ 市町村地震災害警戒本部の事務</u></p> <p><u>① 地震予知に関する情報等の収集及び住民、防災機関等への伝達</u></p> <p><u>② 自主防災組織や、防災関係機関等からの応急対策情報の収集及び県への報告</u></p> <p><u>③ 避難の指示</u></p> <p><u>④ 事前避難対象地区からの避難のための避難所の開設</u></p> <p><u>⑤ 帰宅困難者、滞留旅客の保護、避難所の設置及び帰宅支援対策の実施</u></p> <p><u>⑥ 食料、生活必需品、医薬品、救助資機材等の確保や関係業者への指導</u></p> <p><u>⑦ 救急救助のための体制確保</u></p> <p><u>⑧ その他市町村管内での地震防災対策の実施</u></p> <p><u>(4)地震発生時</u></p> <p><u>ア 市町村災害対策本部</u></p> <p><u>① 市町村長は、地震が発生したとき、災害応急対策を実施するため市町村災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>② 警戒本部から災害対策本部に移行するときの災害対策本部の運営にあたっては、事務の継続性の確保に努める。</u></p> <p><u>イ 市町村災害対策本部の事務</u></p> <p><u>① 地震情報、その他災害応急対策に必要な情報の収集及び伝達</u></p> <p><u>② 被害者の救助・救護、その他の保護活動の連絡調整</u></p> <p><u>③ 火災発生防止及び水防体制の整備と発災時の消防、水防、その他の応急措置の指示</u></p> <p><u>④ 国、県、自衛隊、その他防災関係機関に対する支援の要請</u></p> <p><u>⑤ 避難路の確保、避難誘導、指定避難所の設置運営</u></p> <p><u>⑥ 生活必需品等の確保・供給、斡旋及び備蓄物資の放出</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

- ⑦ ボランティアの受け入れ
- ⑧ 自主防災組織との連携及び指導
- ⑨ 災害応急対策の実施又は、民心安定上必要な広報
- ⑩ 防疫、その他の保健衛生
- ⑪ 緊急輸送道路の確保及び調整
- ⑫ 施設及び設備の応急復旧
- ⑬ その他災害発生を防ぎよ、拡大防止のための措置等

3 防災関係機関等

防災関係機関は、各機関で定める防災業務計画等により、注意情報発表時の準備行動及び警戒宣言発令時の地震防災応急対策を実施する。

防災活動の概要は、次のとおりである。

機 関 名	活 動 概 要
関東管区警察局	管内各警察の実施する警備活動の連絡調整
甲府財務事務所	金融機関の業務状況に関する連絡調整
関東信越厚生局	管内の情報収集及び伝達に関すること
関東農政局(山梨県拠点)	食糧の供給の実施準備及び関係機関への協力要請準備 米穀販売業者の在庫状況等の調査
関東森林管理局	災害復旧資材(国有林材)の供給の準備
関東経済産業局	緊急物資の確保及び供給の準備
関東東北産業保安監督部	火薬類、高圧ガス、液化石油ガス、電気、ガスなどの危険物等の保安確保の指導、鉱山に関する二次災害防止措置及び災害時の応急措置
関東運輸局山梨運輸支局	緊急輸送の要請に対応できる輸送体制確保のための連絡・調整・準備
東京航空局東京空港事務所	航空情報の発表及び一般航空機の運航規制の調整

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<u>甲府地方気象台</u>	<u>東海地震に係る情報伝達及び防災関係機関への通報</u>	
		<u>日本郵政グループ</u>	<u>郵便局における金融措置の指示、災害時における郵政事業に係る災害時特別事務取扱</u>	
		<u>関東総合通信局</u>	<u>非常通信の確保</u>	
		<u>山梨労働局</u>	<u>事業所内労働者の二次災害防止措置</u>	
		<u>関東地方整備局甲府河川国道事務所</u>	<u>河川、道路に対する地震防災応急措置の指示、実施</u>	
		<u>自衛隊</u>	<u>地震防災派遣及び災害派遣の準備</u>	
		<u>J R</u>	<u>列車の運行状況の広報及び旅客の保護、避難</u>	
		<u>東日本電信電話(株)</u>	<u>防災関係主要通話の確保及び一般通信疎通状況の広報</u>	
		<u>日本赤十字社</u>	<u>応援救護班及び救護物資の配布体制の確立</u>	
		<u>第三管区海上保安本部</u>	<u>情報の収集</u>	
		<u>国土地理院関東地方測量部</u>	<u>地殻変動の観測体制の強化</u>	
		<u>NHK甲府放送局</u>	<u>地震に関する総ての情報の発信</u>	
		<u>中日本高速道路(株)八王子支社</u>	<u>高速道路の利用状況の広報及び緊急輸送の確保</u>	
		<u>日本通運(株)山梨支店</u>	<u>災害対策物資緊急輸送体制の確立</u>	
		<u>東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社</u>	<u>電力供給の確保及び地震防災応急対策の実施</u>	
		<u>日本銀行甲府支店</u>	<u>通貨供給体制の確保及び金融上の応急措置</u>	
		<u>民間放送機関</u>	<u>地震に関する総ての情報の広報</u>	
		<u>輸送機関</u>	<u>一般旅客輸送状況の広報及び緊急輸送体制の確保</u>	
		<u>ガス供給機関</u>	<u>ガス災害予防の広報及び施設点検等災</u>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

	<u>害予防措置</u>
<u>医師会</u>	<u>救護班編成等救護体制の確立</u>
<u>(株)NTTドコモ山梨支店</u>	<u>通話の輻輳の防止及び通話の確保</u>
<u>山梨県社会福祉協議会</u> <u>山梨県ボランティア協会</u> <u>日本赤十字社山梨県支部</u>	<u>災害ボランティアの登録、受入体制の整備、連絡調整</u>

第3節 情報の内容と伝達

1 東海地震に関連する情報等の伝達

(1) 情報の種類及び内容

ア 東海地震に関連する調査情報(定例)

毎月の定例の地震防災対策強化地域判定会で評価した調査結果を
発表。

イ 東海地震に関連する調査情報(臨時)

観測データに通常とは異なる変化が観測された場合に発表される情
報。その変化の原因についての調査の状況を発表。

ウ 東海地震注意情報

観測された現象が東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合
に発表される情報。

エ 東海地震予知情報

東海地震が発生するおそれがあると認められ、内閣総理大臣から「警
戒宣言」が発せられた場合に発表される情報。

オ 警戒宣言

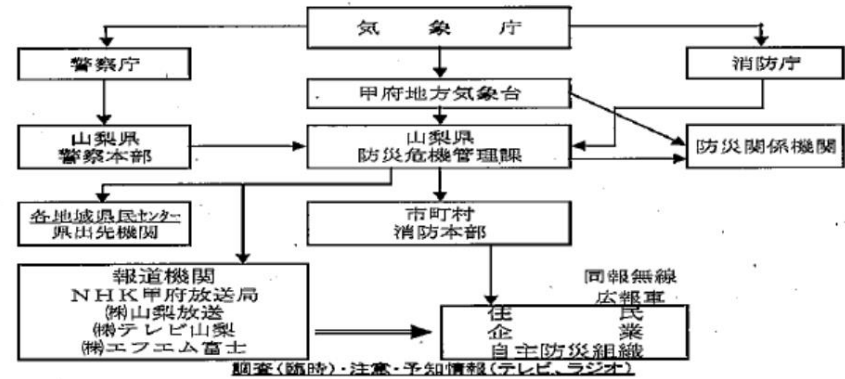
内閣総理大臣が地震予知情報の報告を受け、地震防災応急対策を緊
急に実施する必要があると認めたとき、閣議を経て発するもので、強化
地域内の居住者等に対する警戒体制をとるべき旨の公示及び地震防
災応急対策に係る措置をとるべき旨の通知であり、関係機関へは内閣
府から伝達される。

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

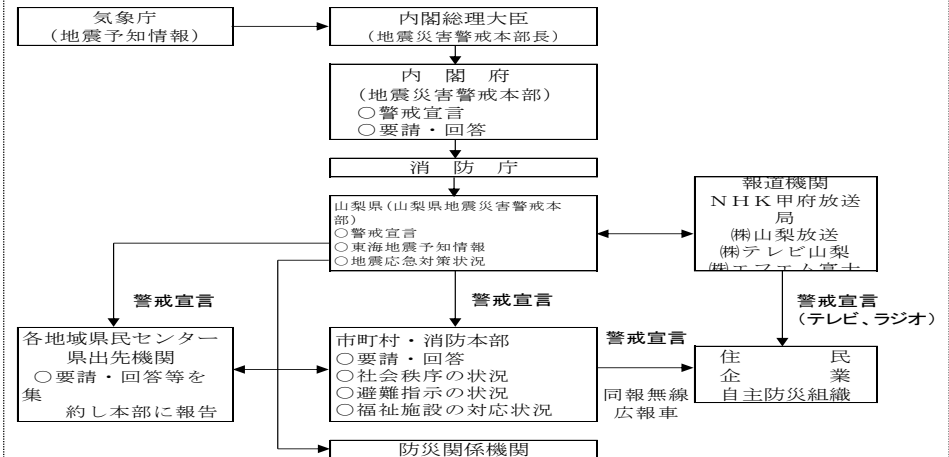
本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

(2) 情報の伝達及び通報

ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報



イ 警戒宣言発令時の情報伝達



注1：時間外に出た情報は、宿直室で受信する。

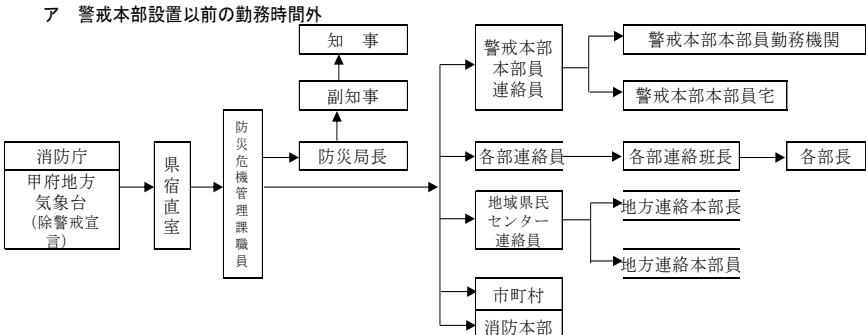
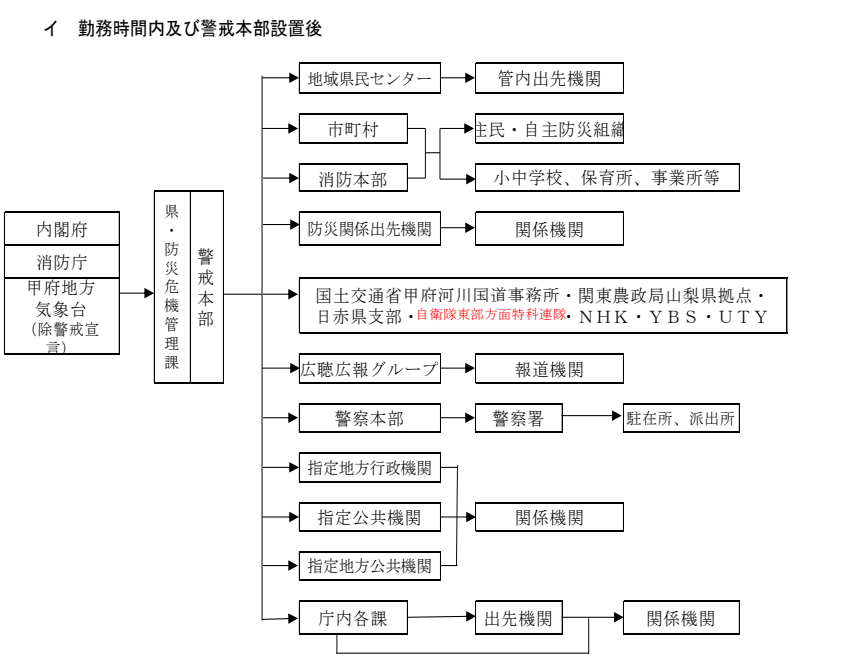
注2：防災危機管理課の一斉FAXにより連絡されるその他出先機関は、中

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>央病院、北病院、地域県民センター、農務事務所、林務環境事務所、建設事務所、保健福祉事務所、ダム事務所、笛吹水系発電管理事務所、発電総合制御所</u></p> <p><u>注 3：消防庁から県に対する情報は、防災行政無線のファクシミリ又は音声で伝達する。</u></p> <p><u>甲府地方気象台から県及び防災関係機関への情報は防災情報提供システムで伝達する。</u></p> <p><u>(3) 県内各機関への各種伝達系統図</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表 (第3編 地震編)

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p>ア 警戒本部設置以前の勤務時間外</p>  <p>イ 勤務時間内及び警戒本部設置後</p>  <p>2 応急対策実施状況等の収集伝達 <u>(1) 県、市町村、防災関係機関は、相互に連絡を取り、注意情報の発表による準備行動及び警戒宣言発令後の避難状況、応急対策実施状況等の</u></p>	
--	--	--	--

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

収集、伝達を行う。

(2) 収集、伝達の方法、内容等

① 防災関係機関は、次の事項について警戒本部に報告する。

<u>関係機関名</u>	<u>報告事項</u>
<u>関東財務局甲府財務事務所</u>	<u>金融機関(銀行、信用金庫、信用組合、政府系金融機関)の営業(普通預金の払戻し)停止店舗数 (農協は、農務部→県警戒本部) (郵便局は、甲府中央郵便局→県警戒本部)</u>
<u>関東農政局(山梨県拠点)</u>	<u>主要食糧の県内在庫状況</u>
<u>関東運輸局山梨運輸支局</u>	<u>緊急輸送用車両確保数</u>
<u>J R</u>	<u>運転を停止した列車本数、列車内及び駅構内に滞留している旅客数</u>
<u>東日本電信電話(株) 山梨支店</u>	<u>利用制限をした事業所数、利用者数及び電話疎通状況</u>
<u>日本赤十字社山梨県支部</u>	<u>緊急出動できる救護医療班の数</u>
<u>中日本高速道路(株)八王子支社</u>	<u>高速道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</u>
<u>山梨県道路公社</u>	<u>有料道路の交通規制の状況及び車両の走行状況</u>
<u>日本通運山梨支店</u>	<u>緊急輸送車両の確保数</u>
<u>山梨交通</u>	<u>運転を停止したバス台数及び営業所に滞留している旅客数</u>
<u>富士急行 (富士山麓電気鉄道・富士急バス)</u>	<u>運転を停止した列車本数及びバス台数、列車内及び駅、営業所等に滞留している旅客数</u>
<u>山梨県医師会</u>	<u>緊急出動できる救護医療班の数</u>
<u>関東地方整備局甲府河川国道事務所</u>	<u>一級河川の堤防等の状況、一般国道の交通規制の状況及び車両の走行状況</u>

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p><u>②その他の情報の収集</u></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;"><u>関係機関名</u></th> <th style="text-align: center;"><u>報告事項</u></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)</td> <td>避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数</td> </tr> <tr> <td>市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)</td> <td>保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)</td> </tr> <tr> <td>市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)</td> <td>授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)</td> </tr> <tr> <td>県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)</td> <td>一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数</td> </tr> <tr> <td>市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)</td> <td>デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数</td> </tr> </tbody> </table> <p>()内は、県警戒本部設置前の体制による情報伝達ルート</p> <p><u>第4節 広報活動</u></p> <p><u>1 県の広報活動</u></p> <p><u>(1)広報体制</u></p>	<u>関係機関名</u>	<u>報告事項</u>	市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数	市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)	市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)	県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数	市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数	
<u>関係機関名</u>	<u>報告事項</u>														
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(防災危機管理課)	避難状況、救護状況、旅行者数(鉄道、定期バス(施設構内の者を除く))、通行規制等で停滞している車両数														
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(保健福祉事務所)→(福祉保健部)→(防災危機管理課)	保育を停止した保育所数、保育所に残留している児童数(幼保連携型認定こども園も含む)														
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村教育委員会)→(教育事務所)→(県教育委員会)→(防災危機管理課)	授業を停止した公立幼稚園・小学校・中学校の数、公立幼稚園・学校に残留している児童・生徒数 (私立は、県総務部→県警戒本部) (県立高校・特別支援学校は、県教育委員会→県警戒本部)														
県警察本部→県警戒本部 (防災危機管理課)	一般国道、主要地方道、一般県道の通行規制箇所数、停滞している車両のキロ数														
市町村警戒本部→県警戒本部 (市町村)→(地域県民センター)→(県産業労働部)→(県警戒本部)	デパート及び主要スーパーの営業停止店舗数														

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>県地震災害警戒本部(広報班・広聴広報グループ)において、強化地域内外の居住者等に対する的確な広報を行い、適切な対応を促すよう努めるものとする。</u></p> <p><u>(2)広報内容</u></p> <p><u>ア 東海地震に関連する調査情報(臨時)、東海地震注意情報、東海地震予知情報及び警戒宣言等に関する情報の周知及び内容説明</u></p> <p><u>イ 主な交通機関運行状況及び交通規制状況</u></p> <p><u>ウ ライフラインに関する情報</u></p> <p><u>エ 強化地域内外の生活関連情報</u></p> <p><u>オ 避難対象地域以外の小規模小売店に対する営業の確保の呼びかけ</u></p> <p><u>カ 地震防災応急計画を作成すべき事務所への計画実施の呼びかけ</u></p> <p><u>キ 地震防災応急計画を作成しない事業所がとるべき措置</u></p> <p><u>ク 家庭において実施すべき事項</u></p> <p><u>ケ 自主防災組織に対する防災活動の呼びかけ</u></p> <p><u>コ 金融機関が講じた措置に関する情報</u></p> <p><u>サ 県の準備体制の状況</u></p> <p><u>シ その他必要な事項</u></p> <p><u>(3)広報手段</u></p> <p><u>報道機関の協力を得て、テレビ、ラジオ、新聞等で行うほか、インターネット、SNS など様々な広報手段により実施する。</u></p> <p><u>(4)報道機関との応援協力関係</u></p> <p><u>知事は、東海地震注意情報の発表を受けたとき、及び警戒宣言が発令されたときは、放送機関との協定(「災害時における放送要請に関する協定」「東海地震の警戒宣言発令時等の知事の県民への呼びかけの放送に関する協定」)により、放送機関に要請してテレビ、ラジオを通じて直接県民に呼びかけ、民心の安定を図る。</u></p> <p><u>2 県警察の広報活動</u></p> <p><u>(1)広報内容</u></p> <p><u>ア 地震予知に関する情報等の正確な内容</u></p> <p><u>イ 車両運転の自粛と運転者のとるべき措置</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>ウ 交通の状況と交通規制の実施状況</u> <u>エ 犯罪予防等のために住民のとるべき措置</u> <u>オ その他混乱防止のための必要かつ正確な情報</u> <u>(2)広報手段等</u> <u>ア 交番、パトカー勤務員による広報車、携帯拡声器等の広報機器の活用</u> <u>イ 署、交番等作成の広報紙の配布及び立看板等の活用</u> <u>ウ 警察施設等を利用した住民相談窓口の開設</u> <u>エ ホームページ、SNS(ソーシャルネットワークサービス)等の活用</u> <u>オ 新聞、テレビ、ラジオ等への積極的協力要請</u> <u>カ 自主防災組織との連携</u> <u>キ ヘリコプターによる広報</u></p> <p><u>3 市町村の広報活動</u> <u>市町村は市町村地域防災計画の定めるところにより、住民に対して広報を行う。</u> <u>広報は、広報車、同時通報用無線放送、有線放送、サイレン、半鐘、冊子、外国語放送等によるほか、自主防災組織を通じるなど様々な広報手段を活用して行う。</u> <u>また、住居者等の問い合わせに対応できるよう、問い合わせ窓口等の体制を整える。</u> <u>また、必要に応じてテレビ、ラジオ、新聞等による広報を行う。</u></p> <p><u>4 防災関係機関の広報活動</u> <u>(1)放送機関</u> <u>臨時ニュース、特別番組等の措置を講じて、取材事項、協定に基づく報道要請事項及び防災関係機関からの通報事項等により放送を行う。</u> <u>(2)電力供給機関</u> <u>報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</u> <u>(3)ガス供給機関</u> <u>報道機関を通じて、発生時に備えてのガス機器等の安全措置に関する</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>広報を行う。</u></p> <p><u>(4)NTT</u> 報道機関及び各事業所前掲示等を通じて、通信の疎通状況ならびに利用制限措置等について広報を行う。</p> <p><u>(5)JR、私鉄</u> 報道機関及び駅構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。</p> <p><u>(6)バス会社</u> 報道機関及び構内の案内板等を通じて、運転状況等について広報を行う。</p> <p><u>(7)道路管理者</u> 報道機関及び道路情報板等を通じて、通行規制等について広報を行う。</p> <p><u>(8)水道管理者</u> 報道機関及び広報車を通じて、緊急貯水及び飲料水確保の指導、発災時の対応等について広報を行う。</p> <p><u>(9)その他防災関係機関</u> 上記以外の防災関係機関は、状況に応じて随時適切な広報活動を行う。</p> <p><u>第5節 避難活動</u></p> <p><u>1 避難指示の基準等</u> 警戒宣言発令時に、地震による災害の発生が予想される地域（事前避難対象地域）の住民を予め避難させる必要があると認められるとき。なお、注意情報の発表時において、指定避難所までの距離が遠い等により、警戒宣言発令後では迅速な避難ができない場合は、この段階で高齢者、障害者等避難行動要支援者の避難を実施することができるものとする。</p> <p><u>2 県が行う避難活動</u></p> <p><u>(1) 市町村の避難活動の全体状況を把握し、必要な連絡調整及び指導を行</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p>う。</p> <p>(2) <u>要配慮者に対する支援や外国人、出張者等に対する誘導などについて、適切な対応を行う。</u></p> <p>(3) <u>災害救助法の対象となる市町村が行う避難対策についての指導調整を行う。</u></p> <p>(4) <u>次の事項について市町村に協力する。</u></p> <p>ア <u>県の管理する施設の避難所としての開放</u></p> <p>イ <u>県の管理する介護を必要とする者を収容する施設への該当者の収容</u></p> <p>ウ <u>県が把握している物資等の斡旋及び当該市町村以外の市町村が備蓄している物資の供出</u></p> <p>エ <u>非常電源設備、給水資機材その他防災用資機材の配備</u></p> <p>(5) <u>市町村が車両による避難を行う地域について、その実情を把握し、必要な連絡調整及び指導を行う。</u></p> <p>(6) <u>帰宅困難者、滞留旅客に対しての避難誘導、保護及び食料の斡旋</u></p> <p>3 <u>市町村が行う避難活動</u></p> <p>(1) <u>警戒宣言発令時に避難指示の対象となる「事前避難対象地区」は、概ね次の基準により予め市町村長が定める地区とする。</u></p> <p>ア <u>がけ地、山崩れ崩落危険地域</u></p> <p>イ <u>崩壊危険のあるため池等の下流地区</u></p> <p>ウ <u>その他市町村長が危険と認める地域</u></p> <p>(2) <u>事前避難対象地区の住民等に、パンフレット、案内板などにより、地区の範囲、指定避難所、要配慮者の保護のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物、避難路、車両による避難が行われる地域及び対象者及び避難の指示と伝達方法その他必要な事項について周知徹底を図る。</u></p> <p>(3) <u>市町村長は、警戒宣言発令時に、事前避難対象地区に避難の指示を行うとともに、必要と認める地域を危険防止のための警戒区域として設定をする。</u></p> <p>また、市町村長は、自主防災組織に対し次の指導を行う。</p> <p>① <u>防災用具、非常持出品及び食糧の準備</u></p> <p>② <u>避難路の把握及び避難誘導、避難の際の携行品制限</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>③ 避難所の点検及び収容準備</u></p> <p><u>④ 収容者の安全管理</u></p> <p><u>⑤ 負傷者の救護準備</u></p> <p><u>⑥ 重度障害者、高齢者等介護を要する者の避難救護</u></p> <p><u>(4) 市町村長は、災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行うものとする。</u></p> <p><u>(5) 外国人、外来者等に対する避難誘導等の対応について定めるものとする。</u></p> <p><u>(6) 帰宅困難者、滞留旅客の保護、滞在場所の設置及び帰宅支援対策の実施</u></p> <p><u>4 避難所における避難生活の確保</u></p> <p><u>(1) 市町村が設置した指定避難所には、情報連絡のため市町村職員、消防職員又は団員等を配置するとともに、救護所、夜間照明等の設置に努める。</u></p> <p><u>(2) ビニールシート、テント等の野営資材は、住民、自主防災組織等が準備する。</u></p> <p><u>(3) 食糧等の生活必需品は、各人が3日分(保存できるものは1週間分)を用意する。</u></p> <p><u>(4) 市町村は、旅行者等で滞留者となった者の避難生活について、事業者等と協議する。</u></p> <p><u>(5) 市町村は、生活必需品の不足している者への斡旋に努める。</u></p> <p><u>(6) 市町村は、要配慮者に配慮するとともに、重度障害者、高齢者等介護を要する者の介護を支援する。</u></p> <p><u>(7) 指定避難所では自主防災組織、自治会等の単位で行動する。</u></p> <p><u>第6節 県民生活防災応急活動</u></p> <p><u>1 食糧及び生活必需品の調達</u></p> <p><u>(1)基本方針</u></p> <p><u>ア 警戒宣言発令時に必要な食糧及び生活必需品は、住民が自主的に確</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p>保する。</p> <p><u>イ 県及び市町村は、住民の自助努力で確保できないものについて、緊急物資として斡旋する。</u></p> <p><u>また、警戒宣言発令期間が長期化して、物資が逼迫したときには緊急の措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 県、市町村は、備蓄する物資が不足する場合等は、本編第2編第3章第11節6(2)「物資等の供給の要請等」により対応する。</u></p> <p><u>(2)県</u></p> <p><u>ア 市町村の区域を超える緊急物資の調達及び斡旋</u></p> <p><u>イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結</u></p> <p><u>ウ 県内の在庫減少の著しい物資について国への要請</u></p> <p><u>エ 物資の円滑な流通のための広報及び物資保有者に対する収用又は保管命令</u></p> <p><u>オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて、物資を特定し、その確保のための指導を行う。</u></p> <p><u>(3)市町村</u></p> <p><u>ア 緊急避難等で非常持出しができなかった住民等への物資の調達又は斡旋</u></p> <p><u>イ 緊急物資の在庫状況の把握と供給協定の締結</u></p> <p><u>ウ 県に対する緊急物資の調達又は斡旋の要請</u></p> <p><u>エ 救助物資の受け入れ場所の確保と受入れ体制の整備</u></p> <p><u>オ 生活必需品等の売り惜しみ、買い占め及び物価高騰の防止のため、関係者に対して必要な要請、指導を行うとともに、このような事態が起こった場合は、必要に応じて物資を特定し、その確保のための指導を行う。</u></p> <p><u>(4)農林水産省(農産局長)</u></p> <p><u>農林水産省(農産局長)は、「災害時における食糧供給対策実施要領」に基づき、知事からの要請により、米穀販売事業者に対し、知事又は知事の指定する者に応急用米穀を売却するよう要請する。</u></p> <p><u>(5)関東経済産業局</u></p> <p><u>県からの要請により、所管業種の緊急物資の調達又は斡旋をする。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>(6)日本赤十字社山梨県支部</u> <u>地震発生後速やかに救援物資を配布できるよう準備する。</u></p> <p><u>2 飲料水の確保、給水活動</u></p> <p><u>(1)県</u></p> <p><u>ア 市町村、専用水道設置者及び県民への緊急貯水を指導する。</u> <u>イ 市町村及び専用水道設置者からの要請に基づき必要な措置を講ずる。</u> <u>(例：自衛隊による復旧作業、応援給水、衛生対策等)</u> <u>ウ 市町村及び専用水道設置者が相互に協力できる体制整備を指導する。</u></p> <p><u>(2)市町村及び専用水道設置者</u></p> <p><u>ア 警戒宣言発令後、市町村及び専用水道設置者は緊急貯水を実施する。このとき一時的に大量の水道水が必要となるので、閉鎖井戸の活用、予備水源の確保、他水利の一時的転用等により、必要水量の確保に努める。</u> <u>イ 住民に飲料水の確保を広報する。</u> <u>ウ 応急給水班、施設復旧班を編成し、給水方法、給水地点及び仮復旧作業等の実施体制の確立を図る。</u> <u>エ 二次災害を防止するため、警戒宣言発令後、直ちに塩素注入設備、緊急遮断弁等の施設を点検するとともに、水道工事を中止する。</u> <u>オ 給水車、給水資機材の点検と給水体制の確立を図る。</u> <u>カ 水道工事事業者及び電力会社等との協力体制を整える。</u></p> <p><u>3 医療活動</u></p> <p><u>(1)県</u></p> <p><u>県警戒本部の下に山梨県医療救護対策本部を設置し、次の対策を実施する。</u></p> <p><u>ア 医療救護班の配備体制(要員、資材、搬送手段等)の確認</u> <u>予め編成されている医療救護班のうち、24 時間以内に地震が発生した場合、直ちに派遣可能な医療救護班の数、配置、移動手段の確認を行う。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p>確認は、概ね次の順序で行う。</p> <table border="0"> <tr> <td>県直轄救護班</td> <td rowspan="5">}</td> <td>歯科救護班</td> </tr> <tr> <td>日赤救護班</td> <td>精神科救護班</td> </tr> <tr> <td>地区医師会班</td> <td>その他逐次</td> <td>隣接都県へ準備要請</td> </tr> <tr> <td>災害拠点病院班</td> <td>巡回健康相談チーム</td> </tr> <tr> <td>災害支援病院班</td> <td>巡回リハチーム</td> </tr> </table> <p>イ 医療スタッフの確保 <u>被災現場、被災地医療機関における医療スタッフの不足に対応するため、トリアージ、搬送等のための医療スタッフの派遣体制について、山梨大学医学部附属病院、関東甲信越都県等に要請する。</u></p> <p>ウ 災害拠点病院、災害支援病院をはじめ県下各病院等に対して、院内防災対策の確認、応急医療救護のための準備を伝達・要請する。</p> <p>エ 関係市町村(警戒本部)に対して、避難所等への医療救護所の開設準備を要請し、開設可能な医療救護所を確認する。</p> <p>オ 消防機関、指定地方公共機関等に対して、傷病者、医療救護班の搬送のための協力を要請する。</p> <p>カ 医薬品卸協同組合、指定薬局、赤十字血液センター、山梨県薬剤師会に医薬品の備蓄、保管、搬送体制の点検を要請する。なお、備蓄医薬品の富士北麓・東部医療圏への搬送体制について、特に留意する。</p> <p>キ 関係機関、関係団体との情報連絡体制(通信手段、担当者の職氏名等)及び緊急車両(ステッカー)の確認を行う。</p> <p>ク 関東信越厚生局、厚生労働省に対して準備体制を要請する。</p> <p>ケ 医療救護班の派遣準備、災害拠点病院等の準備状況を関係市町村(警戒本部)に通知する。</p> <p>(2)市町村</p> <p>ア 役場、保健センター又は指定避難所等に医療救護所を設置し、医薬品、衛生材料、応急医療救護用資機材(担架、発電機、投光器、テント、浄水器、暖房器具等)を配備し、受け入れ体制について保健所に通知する。</p> <p>イ 傷病者を搬送するための車両、要員を確認する。</p> <p>ウ 医療救護所、災害拠点病院、災害支援病院等の受け入れ体制につい</p>	県直轄救護班	}	歯科救護班	日赤救護班	精神科救護班	地区医師会班	その他逐次	隣接都県へ準備要請	災害拠点病院班	巡回健康相談チーム	災害支援病院班	巡回リハチーム	
県直轄救護班	}	歯科救護班													
日赤救護班		精神科救護班													
地区医師会班		その他逐次	隣接都県へ準備要請												
災害拠点病院班		巡回健康相談チーム													
災害支援病院班		巡回リハチーム													

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>て広報する。</u></p> <p><u>4 清掃、防疫等保健衛生活動</u></p> <p><u>(1)県</u> <u>保健衛生活動全般の連絡調整を行うとともに、保健所等保健衛生機関での出動準備を整える。</u></p> <p><u>(2)市町村</u> <u>ア 仮設便所の準備を行う。</u> <u>イ 清掃、防疫のための資機材を準備する。</u></p> <p><u>(3)住民・自主防災組織等</u> <u>ア し尿、ごみ等の自家処理に必要な器具等を準備する。</u> <u>イ 必要に応じ、自主防災組織、自治会等に清掃班を編成し、資機材、仮設便所を準備する。</u></p> <p><u>5 幼児、児童、生徒の保護活動</u></p> <p><u>(1) 注意情報が発表されたときには、学校、幼稚園、保育所、幼保連携型認定こども園(以下「学校等」という。)は、児童生徒等の安全を確保するため、県教育委員会及び市町村教育委員会等と連携し、次の措置を講じる。</u> <u>ア 事前避難対象地区に指定されている地域にある学校等は、授業(保育)又は学校行事を直ちに中止し、安全な場所に全員を誘導し、生徒等の保護者への引渡し、帰宅等の対応措置を講じる。このとき、原則として小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。</u> <u>イ 事前避難対象地区に指定されていない地域にある学校等においても、遠距離通学等、警戒宣言発令後に帰宅等の措置を開始したのでは、安全の確保が困難であると予想される場合は、上記と同様な対策を講じる。</u></p> <p><u>(2) 警戒宣言が発令されたときには、学校等は次の措置を講じる。</u> <u>ア 授業(保育)又は学校行事を直ちに中止する。</u> <u>イ 安全な場所に全員を誘導し、児童生徒等の保護者への引渡し、帰</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>宅等の対応措置を講じる。このとき、帰宅中、帰宅後の安全が確保された場合のみ小学生以下は保護者へ引渡し、中学生以上は集団下校とする。集団下校の際の安全の確保について対策を講じる。</u></p> <p><u>ウ 留守家族、交通機関等の理由により、保護者の引き取りがないときは、学校等において保護する。長期間保護するときの寝具、食糧等の措置については、市町村地震災害警戒本部と連絡のうえ、対策を講じる。</u></p> <p><u>エ 警戒宣言が発令されたときに備え、次の事項を徹底しておく。</u></p> <p><u>ア ブロック塀、橋、歩道橋等危険箇所から離れる。</u></p> <p><u>イ 学校あるいは自宅のいずれか近い方に急いで避難する。</u></p> <p><u>ウ 留守家族の生徒等はできるだけ学校に集合する。</u></p> <p><u>エ 交通機関を利用している生徒等は、その場の指揮者(乗務員・添乗員・車掌等)の指示により行動し、自分の判断による行動はとらない。</u></p> <p><u>オ 授業(保育)終了後に警戒宣言が発令されたときは、翌日からの授業(保育)又は学校行事を中止する。</u></p> <p>6 自主防災活動</p> <p><u>県、市町村等が実施する注意情報発表時から災害発生時までの準備行動及び地震防災応急対策を迅速、的確に実施し、かつ、住民の生命と財産を住民自らの手で守るため、各自主防災組織は次のような活動を実施する。</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>警戒宣言発令時の地震防災応急対策を迅速、的確に実施するため、必要に応じて次の準備行動を実施する。</u></p> <p><u>ア 自主防災組織の役員等の所在確認等、連絡体制を確保する。</u></p> <p><u>イ 警戒宣言発令時の自主防災組織本部の設営のための資機材、備蓄食料等の確認を行う。</u></p> <p><u>ウ 災害発生時の医療救護体制を確保するため、救急の場合を除き、病院・診療所での外来診療の受診を控えるよう呼びかける。</u></p> <p><u>エ 住民等に注意情報の発表を周知するとともに、冷静な行動を呼びかける。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>オ 注意情報発表時に、事前避難対象地区内の避難行動要支援者が避難を開始する場合には、警戒宣言発令時の地震防災応急対策における避難行動及び避難生活に準じて避難対策を実施する。なお、避難の実施にあたっては、市町村や指定避難所の施設管理者等と十分な連携を確保する。</u></p> <p><u>(2) 警戒宣言(東海地震予知情報)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 自主防災組織の活動拠点整備</u> <u>情報の収集・伝達等を迅速に実施するために、地区内に活動拠点を設ける。</u></p> <p><u>イ 情報の収集・伝達</u></p> <p><u>a 市町村からの警戒宣言及び東海地震予知情報等が、正確に全家庭に伝達されているか確認に努める。</u></p> <p><u>b テレビ、ラジオで各種情報を入手するように努める。</u></p> <p><u>c 実施状況について、必要に応じ市町村へ報告する。</u></p> <p><u>ウ 初期消火の準備</u> <u>可搬ポンプ等初期消火機材の点検と準備態勢をとる。</u></p> <p><u>エ 防災用資機材等の配備・活用</u> <u>防災倉庫等に保管中の資機材を点検し、必要な場所に配備するとともに、担当要員を確認する。</u></p> <p><u>オ 家庭内対策の徹底</u> <u>次の事項について、各家庭へ呼びかける。</u></p> <p><u>a 家具の転倒防止</u> <u>b タンス、食器棚等からの落下等防止</u></p> <p><u>c 出火防止及び防火対策</u></p> <p><u>d 備蓄食料・飲料水の確認</u></p> <p><u>e 病院・診療所の外来診療の受診を控える</u></p> <p><u>カ 避難行動</u></p> <p><u>a 事前避難対象地区の住民等に対して市町村長の避難指示を伝達し、事前避難対象地区外のあらかじめ定められた指定避難所へ避難させる。避難状況を確認後市町村に報告する。</u></p> <p><u>b 自力避難の困難な病人等避難行動要支援者については、必要な場</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>合には、市町村保健師等と連携を図り、自主防災組織において避難所まで搬送する。</u></p> <p><u>c 指定避難所までの距離が遠く、徒歩による避難が著しく困難な事前避難対象地区で、避難行動の実効性を確保するためにあらかじめ車両を活用することを市町村長が認めた地区においては、定められた避難計画に基づき速やかに指定避難所まで避難する。</u></p> <p><u>d 事前避難対象地区外であっても、家屋の耐震強度が不十分な場合には、付近の安全な空地等への避難を勧める。</u></p> <p><u>キ 避難生活</u></p> <p><u>a 避難生活に必要な天幕、テント、ビニールシート等の準備をする。</u></p> <p><u>b 医療救護活動及び防疫、清掃等の保健活動に必要な資機材を準備する。</u></p> <p><u>c 飲料水、食料等の生活必需品に不足が生じた場合は、市町村等と連絡を取り、その確保に努める。</u></p> <p><u>ク 社会秩序の維持</u></p> <p><u>a ラジオ、テレビ、市町村同報無線等による正確な情報の伝達に努め、流言飛語等の発生を防止して、社会秩序を乱すことがないように努める。</u></p> <p><u>b 生活物資の買い占め等の混乱が生じないように、住民に対して呼びかける。</u></p> <p><u>第7節 防災関係機関の講ずる措置</u></p> <p><u>1 電力(東京電力パワーグリッド)</u></p> <p><u>(1) 東京電力パワーグリッド山梨総支社非常災害対策本部を設置する。</u></p> <p><u>(2) 東海地震注意情報が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 電力施設等に対する特別巡視、特別点検、機器調整等を実施する。</u></p> <p><u>イ 保安通信設備の点検、整備を行い、必要に応じ緊急時運用体制を確立する。</u></p> <p><u>また、公衆通信、鉄道、警察、消防、諸官庁等との連携を密にし、通信網の確保に努める。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>ウ 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、状況に応じた人身安全及び設備保安上の応急措置を実施する。</u></p> <p><u>エ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。</u></p> <p><u>オ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</u></p> <p><u>(3) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 仕掛かり中の工事及び作業中の各電力施設について、人身安全及び設備保全上の応急措置を速やかに実施する。</u></p> <p><u>イ 発電所等への見学者、訪問者等に対して、関係市町村と連携のうえ、連絡ならびに避難方法の徹底を図る等の確な安全措置を講じる。</u></p> <p><u>ウ ラジオ、テレビ等の報道機関を通じて、地震時の具体的な電気の安全措置に関する広報を行う。</u></p> <p><u>2 通信(NTT東日本、NTTドコモ)</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発せられた場合は『情報連絡室』、警戒宣言が発せられた場合は『地震災害警戒本部』を設置し、情報連絡体制の確立を図ると共に、情報連絡要員の配置及び防災上必要な要員を待機させるなど、その状況に応じた措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 警戒宣言発令後、状況に応じて災害用伝言ダイヤル等を提供する。また、必要に応じてこれらの措置を警戒宣言前から実施する。</u></p> <p><u>(3) 通信の疎通が著しく困難となった場合には、重要通信を確保するため、利用制限等臨機の措置を講ずる。また、利用者に対し、通信の疎通状況等、テレビ、ラジオ等を通じて広報を行い、社会不安の解消に努める。</u></p> <p><u>3 ガス(ガス供給機関)</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>ガスの供給を継続するとともに、警戒宣言の発令や地震発生に備え、ガス供給設備の特別点検、特別巡視体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア ガスの供給継続を確保する。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>イ 速やかに地震災害警戒本部を設置し、必要人員を配置して、非常体制を確立する。</u></p> <p><u>ウ ガス工作物の工事については、安全措置を講じて直ちに中止する。</u></p> <p><u>エ 巡視、点検を実施し、必要な資機材を確保する。</u></p> <p><u>オ 利用者に対し、テレビ、ラジオ等を通じて、不使用ガス栓(容器弁)の閉止、発災時のガス栓(容器弁)の即時閉止について広報を行う。</u></p> <p><u>4 金融機関</u></p> <p><u>山梨県、関東財務局甲府財務事務所及び日本銀行甲府支店は、金融機関等に対して、東海地震注意情報の発表時、警戒宣言発令時及び発災後における金融機関等に対して、それぞれの所掌事務に応じ次に掲げる措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>平常通り営業、業務を継続するとともに、注意情報の発表を顧客等に周知する。また、警戒宣言発令時における利用可能及び利用不可能な店舗・現金自動預払機の周知等、地震防災応急対策の準備的措置を講じる。</u></p> <p><u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 営業時間中に発令されたときは、正面玄関等の主要シャッターを閉鎖し、店内顧客への普通預金の払戻しを除き、全ての業務を停止することができる。</u></p> <p><u>ただし、「事前避難対象地域」内の店舗については、直ちに普通預金の払戻しを停止する。</u></p> <p><u>イ 営業時間外に発令されたときは、その後の営業を停止する。</u></p> <p><u>ウ 上記のアやイの場合であっても、顧客及び従業員の安全に十分配慮した上で現金目動預払機等において預金の払戻しを継続する等、居住者等の日常生活に極力支障をきたさないような措置を講じる。</u></p> <p><u>エ 預貯金等の関係書類の保管について万全を期すとともに、電算機についても耐震措置を講じる。</u></p> <p><u>オ 手形交換又は不渡処分の取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をと</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>り、その指示に従う。</u></p> <p><u>カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客への周知徹底を図る。</u></p> <p><u>※注 ア、は「山梨県東海地震臨時金融対策連絡協議会」の決定事項に基づくもの。</u></p> <p><u>(3)発災後</u></p> <p><u>ア 資金の融資について融資相談所の開設、審査手続きの簡素化、貸し出しの迅速化等の措置をとる。</u></p> <p><u>イ 預貯金の払い戻しについて、通帳等紛失した者への簡易な確認方法により払戻しの利便を図る。</u></p> <p><u>ウ 定期預金等の中途解約又は当該預金を担保とする貸し出しに応ずる措置をとる。</u></p> <p><u>エ 手形交換又は不渡処分取扱いについては、平常に戻るまでの期間、手形期限の延長措置が取られることとなるので、手形交換所と連絡をとり、その指示に従う。</u></p> <p><u>オ 生命損害保険金を迅速に支払うよう配慮する。また保険料の払込について適宜猶予期間の延長措置を講じる。</u></p> <p><u>カ 預貯金、手形等の取扱いについて顧客へ周知徹底を図る。</u></p> <p><u>5 鉄道(JR及び富士山麓電気鉄道)</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>ア 東日本旅客鉄道株式会社</u></p> <p><u>警戒宣言が発せられたときの列車の輸送手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客さまへの影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらかじめ列車の運転規制手配を行う。</u></p> <p><u>(ア) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を運転中又は強化地域内へ進入する予定の貨物列車等については、警戒宣言が発せられたときに旅客列車の運転規制等に支障がないように、原則として最寄りの貨物駅等に抑止を行う。ただし、強化地域外への進出が可能と判断される場合には運転を継続する。</u></p> <p><u>(イ) 注意情報が発表されたときは、強化地域内を旅行目的地としないお客さまを主として輸送する列車(夜行寝台列車等)については、原則として</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>強化地域内への入り込みを規制する。</u> <u>なお、強化地域内を運転中の旅客列車は、原則としてそのまま運転を継続する。</u> <u>※ 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。</u> <u>イ 東海旅客鉄道株式会社</u> <u>(ア) 列車の運行規制等</u> <u>旅客列車については、運行を継続する。但し、長距離夜行列車については、強化地域への進入を禁止する。</u> <u>(イ) 旅客等に対する対応</u> <u>東海地震注意情報が発表されたとき及び政府から準備行動等を行う旨の公表があったときには、旅客等に対しその内容を伝達するとともに、列車の運転状況、警戒宣言が発令された場合の列車の運転の計画を案内する。</u> <u>ウ 富士山麓電気鉄道株式会社</u> <u>(ア) 旅客列車については平常通り運行を継続する。</u> <u>(イ) 警戒宣言が発せられた時の列車手配を円滑に行い、かつ、運転規制によるお客様の影響を少なくするため、あらかじめ列車の運転規制手配を準備する。</u> <u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u> <u>ア 東日本旅客鉄道株式会社</u> <u>(ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。</u> <u>(イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</u> <u>(ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。</u> <u>(エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。</u> <u>(オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客さまのために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客さまを避難させる。</u> <u>(カ) 前項のお客さまのうち、病人等緊急の救護を要するお客さまは駅周</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>辺の指定医療機関等に收容することとし、その協力体制を確立しておく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客さまに対し応急措置が可能な体制を整えておく。</u></p> <p><u>イ 東海旅客鉄道株式会社</u></p> <p><u>(ア) 列車の運行規制等</u></p> <p><u>① 強化地域への列車の進入を禁止する。</u></p> <p><u>② 強化地域内を運行中の列車は最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停車する。</u></p> <p><u>③ 強化地域外においては、折返し設備等を勘案し区間を定め、必要に応じ速度を制限して運行を継続する。</u></p> <p><u>(イ) 旅客等に対する対応</u></p> <p><u>① 警戒宣言が発せられたときには、その情報を伝達するとともに、予め定めた方法及び内容により列車の運転状況について案内する。</u></p> <p><u>② 滞留旅客が発生した場合は、自らの判断において行動するものを除き、関係地方団体の定める避難地へ避難させる等必要な措置をとる。</u></p> <p><u>ウ 富士山麓電気鉄道株式会社</u></p> <p><u>(ア) 強化地域内への列車の入り込みは、原則として規制する。</u></p> <p><u>(イ) 当該地域内を運転中の列車は、原則として最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度で運転して停止させる。</u></p> <p><u>(ウ) 前項の運転規制の方法については、あらかじめ定めておく。</u></p> <p><u>(エ) 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能確認等を行った後、列車の運転を再開する。</u></p> <p><u>(オ) 駅施設内及び駅に停車した列車内のお客さまのために、駅施設内及び列車内の必要な場所を開放する。ただし、列車の停止が長期間となった場合、危険が見込まれるとき及び発災後は、地方自治体の定める避難地へお客さまを避難させる。</u></p> <p><u>(カ) 前項のお客さまのうち、病人等緊急の救護を要するお客さまは駅周辺の指定医療機関等に收容することとし、その協力体制を確立して</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------

		<p><u>おく。また、駅等で常備している応急医療品を定期的に整備点検するとともに、救護を要するお客さまに対し応急措置が可能な体制を整えておく。</u></p> <p><u>6 バス(山梨交通、富士急バス)</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>ア 平常通り運行を継続し、乗客に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の運転規制等の地震防災応急対策の内容について周知する。</u></p> <p><u>イ 帰宅困難者等が想定される場合は、臨時バス等の増発を検討・実施する。</u></p> <p><u>ウ 警戒宣言発令後に想定される滞留旅客の避難方法、必要な資機材等の確認等の準備行動を実施する。</u></p> <p><u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 主要ターミナル、営業所及び車内等の旅客に対し、掲示物、放送等により情報を伝達する。</u></p> <p><u>イ 警戒宣言発令の情報を人手したときには、車両の運行を中止し安全な場所に停車するとともに、旅客に避難地を教示する。児童・生徒については、学校と連絡をとり、必要な対応措置をとる。</u></p> <p><u>7 病院、診療所</u></p> <p><u>県は、病院、診療所に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>ア 災害発生時の治療体制を確保するため、救急業務を除き、外来患者の受入れは原則として制限する。</u></p> <p><u>なお、外来患者の受入れを制限する施設にあっては、治療の中断が困難な患者に対する処置・指示等、外来患者の混乱を来さない措置を十分に講ずる。</u></p> <p><u>イ 設備、機器等の転倒・落下防止等の患者・職員等の安全確保措置を講ずるとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するた</u></p>	
--	--	--	--

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>めの準備的措置を講ずる。</u></p> <p><u>ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の引渡しを実施することができる。</u></p> <p><u>エ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しに係る連絡体制や必要な車両の確保などの準備的措置を講ずる。なお、必要に応じて入院患者の移送、引渡しを実施することができる。</u></p> <p><u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 救急業務を除き、外来診療を原則中止し、設備、機器等の転倒・落下防止等の患者、職員等の安全確保措置を継続するとともに、その他災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するための措置を実施する。</u></p> <p><u>イ 建物の耐震性等の安全性が確保されている施設にあっては、災害発生時の重症患者等の治療体制を確保するため、帰宅可能な入院患者の家族等への引渡しを実施する。</u></p> <p><u>ウ 建物の耐震性等の安全性が確保されていない施設にあっては、入院患者の他の病院等への移送、家族等への引渡しを実施する。</u></p> <p><u>8 百貨店・スーパー等</u></p> <p><u>県は、百貨店、スーパー等に対して、東海地震注意情報の発表時及び警戒宣言発令時において、次に掲げる措置を講ずるよう要請する。</u></p> <p><u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設にあっては、日常の住民生活を維持するために、営業の継続に努めるとともに、顧客に対して注意情報の発表を周知する。また、警戒宣言発令後の公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容や当該店舗の警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容を周知する。</u></p> <p><u>イ 営業の継続にあたっては、商品、陳列棚等の転倒・落下防止等の安全</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>措置を講ずるとともに、顧客、従業員等に冷静な行動を呼びかけるなど、混乱防止のための措置を講ずる。</u></p> <p><u>(2) 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発せられた場合</u></p> <p><u>ア 百貨店・スーパー・小売店舗のうち、食料・飲料水、生活必需品や家具転倒防止器具等の防災用品、防災資機材を販売する施設であって、建物の耐震性等の安全性が確保されている場合は、住民の日常の住民生活を維持するために、各店舗の判断により営業を継続することができる。</u></p> <p><u>イ 顧客に対して警戒宣言発令、当該店舗の営業の中止又は継続などの地震防災応急対策の内容、公共交通機関の運行停止、道路交通規制等の内容を周知する。</u></p> <p><u>ウ 営業を継続する場合にあつては、商品等の転倒防止等の安全措置を十分に実施し、顧客や従業員の安全確保を図るとともに、冷静な行動を呼びかけるなどの混乱防止のための措置を講ずる。</u></p> <p><u>9 県(市町村)社会福祉協議会、山梨県ボランティア協会</u></p> <p><u>(1) 速やかに地震災害等援助のための対策本部を設置し、支援体制を確立する。</u></p> <p><u>(2) ボランティアの総合受付、調整等を行う。</u></p> <p><u>(3) 災害ボランティアに対するニーズ等の情報を提供する。</u></p> <p><u>(4) 災害時のボランティア活動に関する連絡調整を行う。</u></p> <p><u>第8節 交通対策</u></p> <p><u>注意情報発表時及び警戒宣言発令時における交通の混乱と交通事故等の発生の防止、住民等の円滑な避難と緊急輸送道路の確保のため、次の交通対策を実施する。</u></p> <p><u>1 交通規制等</u></p> <p><u>(1)基本方針</u></p> <p><u>ア 注意情報発表時</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>不要不急の旅行や出張等の自粛を要請するとともに、警戒宣言が発せられた時の交通規制等の状況を広報する。</u></p> <p><u>イ 警戒宣言発令時</u></p> <p><u>a 県内での一般車両の走行は極力抑制する。</u></p> <p><u>b 県内への一般車両の流入は極力制限する。但し、静岡方面からの流入車両については、交通の混乱が生じない限り、原則として制限しない。</u></p> <p><u>c 県外への一般車両の流出は交通の混乱が生じない限り原則として制限しない。但し、静岡方面へ流出する車両は極力制限する。</u></p> <p><u>d 避難路及び緊急輸送道路については、優先的にその機能を確保する。</u></p> <p><u>(2)交通規制計画の策定</u></p> <p><u>次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する都県警察等の交通規制計画と整合性のとれた交通規制計画を予め定める。</u></p> <p><u>ア 警察庁が指定する広域交通規制対象道路</u></p> <p><u>イ 緊急輸送道路、避難路その他防災上重要な幹線道路</u></p> <p><u>ウ 高速自動車道(インターチェンジについては、個々のインターチェンジごと)</u></p> <p><u>エ 広域的な避難所等防災上重要な施設の周辺道路</u></p> <p><u>オ 崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路</u></p> <p><u>カ 発災時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路</u></p> <p><u>キ その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路</u></p> <p><u>(3)交通規制の実施</u></p> <p><u>ア 交通規制の実施にあたっては、予め策定した交通規制計画に基づき速やかに実施する。</u></p> <p><u>イ 交通規制の実施にあたっては、大規模地震対策特別措置法等で定められた標示等を設置して行う。但し、緊急を要し標示等を設置するいとまがないとき、又は標示等を設置して行うことが困難なときは、現場警察官の指示により行う。</u></p> <p><u>(4)交通管制センター等の運用計画</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>交通管制センター、信号機等交通管制施設については、警戒宣言発令時における運用計画を別に定める。</u></p> <p><u>2 運転者のとるべき措置</u></p> <p><u>注意情報発表時及び警戒宣言発令時の運転者のとるべき措置を次のとおり定める。</u></p> <p><u>(1)走行車両の行動</u></p> <p><u>走行中の車両は、次の要領により行動すること。</u></p> <p><u>ア 注意情報発表時</u></p> <p><u>a 注意情報が発表されたことを知ったときは、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</u></p> <p><u>b 不要不急の旅行や出張等を自粛する。</u></p> <p><u>イ 警戒宣言発令時</u></p> <p><u>a 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行するとともに、カーラジオ等により継続して地震予知に関する情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて行動すること。</u></p> <p><u>b 車両を置いて避難するときは、できる限り道路外の場所に移動しておくこと。</u></p> <p><u>やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切りエンジンキーはつけたままとし、窓は閉め、ドアはロックしないこと。</u></p> <p><u>駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策実施の妨げになるような場所には駐車しないこと。</u></p> <p><u>(2)避難時の車両使用禁止</u></p> <p><u>避難のために車両を使用しないこと。</u></p> <p><u>3 道路啓開</u></p> <p><u>警察官は、警戒宣言が発せられたときは、一般車両の交通規制及び避難のために道路上に放置される車両その他の障害物が多くなることが予想されるので、緊急輸送道路確保のため、これらの交通障害物を排除する道路</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>啓開を有効適切に実施する。</u></p> <p><u>4 交通検問</u> <u>警戒宣言が発せられたときは、交通規制の実効を担保し、交通の混乱と交通事故の発生を防止するため、県内の交通要点に警察官等を配置して交通検問を行い、緊急通行車両の確認、交通整理、迂回、誘導交通規制及び運転者のとるべき措置等について指示、広報を実施する。</u> <u>交通検問場所及び配置人員等については、別に定める。</u></p> <p><u>5 交通情報及び広報活動</u> <u>(1) 東海地震注意情報が発表された場合</u> <u>ア 注意情報が発表されたときは、運転者等に対して注意情報の発表を周知するとともに、不要不急の旅行や出張等の自粛を要請する。また、警戒宣言発令後の道路交通規制等の地震防災応急対策の内容についても周知する。</u> <u>イ 警戒宣言発令時の交通規制等の地震防災応急対策を円滑に実施するため、関係機関相互間の連絡体制を確保するとともに、必要な資機材の確認等の準備的措置を実施する。</u> <u>(2) 東海地震予知情報（警戒宣言発令）が発せられた場合</u> <u>警戒宣言が発せられたときは、交通情報の収集に努めるとともに、これらの情報の提供、運転者のとるべき措置、交通規制の実施状況等についての広報を迅速かつ的確に実施するため、報道機関及び道路交通情報センターとの連携の緊密化を図る。</u></p> <p><u>第9節 事業所等対策計画</u></p> <p><u>各事業者は、大規模地震対策特別措置法の定めるところにより、強化地域内にある一定の事業所等では、予め地震防災応急計画を定め、それぞれ関係機関へ届け出るものとする。</u> <u>また、強化地域外の事業所や一定規模以下の事業所等にあっても、警戒宣言発令時の対応措置を予め定めるものとする。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
		<p><u>なお、地震災害の未然防止と社会的混乱を避けるため、次の事項を基本として必要な措置をとる。</u></p> <p><u>1 東海地震注意情報が発表された場合</u></p> <p><u>(1) 施設内の防災体制の確立</u></p> <p><u>ア 施設の利用・営業等の中止・継続等の方針</u></p> <p><u>イ 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備</u></p> <p><u>ウ 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置</u></p> <p><u>エ 避難誘導の方法、避難路等の確認</u></p> <p><u>(2) 顧客、従業員等への対応</u></p> <p><u>ア 注意情報の発表の周知、内容の説明</u></p> <p><u>イ 警戒宣言発令後の地震防災応急対策の内容</u></p> <p><u>ウ 顧客等の避難、従業員への帰宅措置の確認</u></p> <p><u>2 東海地震予知情報(警戒宣言発令)が発表された場合</u></p> <p><u>(1) 施設内の防災体制の確立</u></p> <p><u>ア 原則、施設の利用・営業等は中止する。ただし、建物等の耐震性等の安全性が確保されている施設については、施設管理者の判断により施設の利用・営業等を継続することができる。</u></p> <p><u>イ 予知情報、警戒宣言の周知、内容の説明</u></p> <p><u>ウ 地震防災応急計画に基づき、次の応急保安措置等を実施する。</u></p> <p><u>a 施設内の設備、機器等の転倒・落下防止等の安全措置</u></p> <p><u>b 防災要員の確保、体制の整備及び情報収集・伝達体制の整備</u></p> <p><u>c 顧客、利用者等への避難誘導の実施</u></p> <p><u>(2) 従業員等への対応</u></p> <p><u>ア 保安要員を残し、道路交通状況等を鑑み、徒歩・自転車等による従業員の避難を実施する。</u></p>	

山梨県地域防災計画本編 改正案新旧対照表（第3編 地震編）

本編頁数	旧	新	改正理由
------	---	---	------